

沖縄県障害福祉計画

第4期

【平成27年4月～平成30年3月】

沖 縄 県

はじめに

沖縄県では、平成 19 年 3 月に沖縄県障害福祉計画（第 1 期）を策定して以来、3 期 9 年にわたって、障害者及び障害児が必要とする障害福祉サービス等を身近な地域で提供する体制の整備に取り組んでまいりました。

その間、障害福祉サービス事業所の指定及び専門的・広域的な相談支援体制の整備等により、地域における障害福祉サービスの提供体制が整備されるとともに、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行については、着実に進展が図られてきました。

一方で、地域生活への移行の一層の促進に向けた相談支援体制の充実・強化、グループホームや民間賃貸住宅の活用による地域の住まいの場の確保、障害福祉サービスに従事する人材の養成及び確保などについて、引き続き取り組む必要があります。

第 4 期計画におきましては、これまでの取り組みに加え、入院中の精神障害者の地域生活への移行や地域生活支援拠点の整備など、新たな成果目標を設定したところであります。

今後も障害者及び障害児の皆様が、身近な地域で安心して生活できるよう支援の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

本計画の推進にあたりましては、沖縄 21 世紀ビジョンで示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心な島」を実現するため、本県の障害者施策の総合的な計画である第 4 次沖縄県障害者基本計画を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました沖縄県障害者施策推進協議会委員、沖縄県自立支援協議会委員の皆様、関係機関や団体及び県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

子ども生活福祉部長 金城 武

目次

I ー障害福祉計画（第4期）の策定にあたって	
1. 趣旨及び基本理念	1
2. 性格と位置づけ	1
3. 基本的な考え方	2
4. 策定体制、計画期間及び進捗管理	3
5. 圏域の設定	3
II ー障害者の現状	
1. 人口	4
2. 障害者（障害者及び障害児）の状況	5
III ー障害福祉計画（第4期）の成果目標	
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	17
3. 障害者の地域生活の支援	21
4. 福祉施設から一般就労への移行	23
IV ーサービスの提供体制の確保	
1. 見込みの方法	31
2. 指定障害福祉サービス、指定障害児支援、指定計画相談支援 及び指定地域相談支援の見込量と確保策	32
3. 障害福祉サービス等の資質の向上のために講ずべき措置	45
4. 地域生活支援事業の実施に関する事項	48
V ー圏域ごとのサービス基盤整備計画について	
沖縄県全体	56
(1) 北部圏域	59
(2) 中部圏域	61
(3) 南部圏域	63
(4) 宮古圏域	65
(5) 八重山圏域	67

参考資料

1. 計画策定の経過等 69
2. 国の基本指針 71

I 障害福祉計画（第4期）の策定にあたって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、これまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第3期の障害福祉計画（平成18年度から平成26年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」を平成26年3月に策定しました。

当該基本計画において、沖縄県障害福祉計画（第4期）（以下、「本計画」という。）は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付けています。

今回、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国の基本指針」^[*]という。）を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、本計画を策定します。

[*] 国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）〔最終改正 平成26年5月15日〕

2 性格と位置づけ

- (1) 本計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して広域的な見地から策定しています。
- (2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の

確保等に関連する部分と整合をとるものです。そのため、同基本計画の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。

- (3) また、本計画は、本県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」や障害福祉に関係する他の県計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 基本的な考え方

国の基本指針を踏まえ、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の整備

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所及び療養介護）の充実を図り、障害者等の地域における生活の維持及び継続について、地域で質の高いサービスが提供されるようサービス提供体制の整備を推進します。

(2) グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を推進します。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、各障害保健福祉圏域の障害者自立支援連絡会議を活用し、地域の実情に応じた拠点整備を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の促進

就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センターの就業支援策の充実、活用を図ることにより、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、国及び県の労働関係部局などの関係機関との連携のもと、雇用の場の拡大を図ります。

(4) 相談支援体制の充実

福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を推進します。

(5) 障害児支援の強化

障害児が必要とするサービスや相談支援の充実を図り、円滑な障害福祉サービス提供が行われるよう、サービス提供体制や相談支援体制の確保を推進します。

4 策定体制、計画期間及び進捗管理

(1) 策定体制

本計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」（委員は、障害者や障害福祉事業従事者、学識経験者等 15 名）及び「沖縄県障害者自立支援協議会」における意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間とします。

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価をします。

イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

5 圏域の設定

県で設定した障害保健福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の 5 つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害保健福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害保健福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害保健福祉圏域 (5 市 5 町 6 村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害保健福祉圏域 (1 市 1 村)	宮古島市、多良間村
八重山障害保健福祉圏域 (1 市 2 町)	石垣市、竹富町、与那国町

II 障害者の現状

1 人口

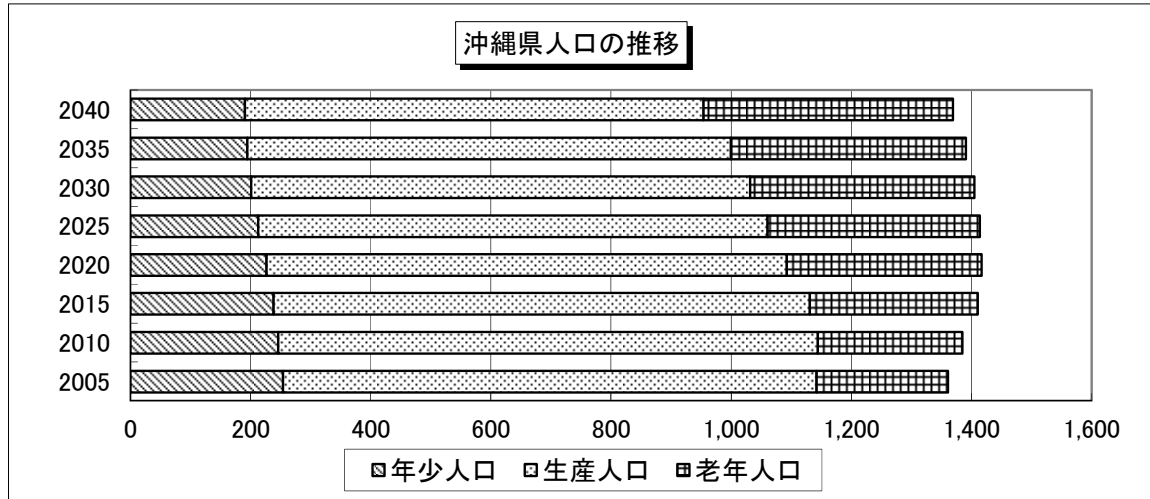
全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県の総人口は増加傾向で推移してきましたが、平成24年(2012年)の推計では、2020年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、本県も人口減少社会となることが予測されています。

一方で年少人口(15歳未満)は減少し続けており、生産人口(15歳から64歳)は、実数としては増加しているものの、今後は減少に転じ、老年人口(65歳以上)が今後ますます増加していくことが予想されます。

単位:千人

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
人口	1,362	1,393	1,410	1,417	1,414	1,405	1,391	1,369
年少人口	254	246	238	226	213	201	195	191
生産人口	888	898	893	866	848	831	805	763
老年人口	219	241	279	324	353	373	391	415

(資料)平成17年、22年は国勢調査(総務省)、27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成24年1月推計)」



圏域別人口

(単位:人)

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,410,269
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272	100,065
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619	486,588
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219	718,690
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270	51,662
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438	53,264

2 障害者（障害者及び障害児）の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳交付者数は、平成25年度末で67,205人となっており、県人口の4.8%となっています。

障害別に見ると、肢体不自由障害（43.6%）、内部障害（37.8%）で全体の約8割を占めます。平成17年度からの増加率で見ると、内部障害の伸びが最も大きくなっています。

等級別で見ると、1級・2級の比較的重い障害の割合が全体の50.9%となっています。

身体障害者手帳交付台帳登録件数の推移(年齢区分別) (単位:件)

障害種別	年齢区分	平成17年度	平成22年度	平成25年度
視覚障害	18歳未満	82	66	58
	18歳以上	4,115	4,440	4,179
	計	4,197	4,506	4,237
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	205	196	168
	18歳以上	5,972	7,289	7,144
	計	6,177	7,485	7,312
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	11	16	16
	18歳以上	734	830	802
	合計	745	846	818
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	921	923	900
	18歳以上	26,331	29,649	28,497
	計	27,252	30,572	29,397
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	231	261	273
	18歳以上	17,185	24,128	25,145
	計	17,416	24,389	25,418
合計	18歳未満	1,450	1,462	1,415
	18歳以上	54,337	66,336	65,767
	等級等不明	-	44	23
	合計	55,787	67,842	67,205

出典: H17は厚生労働省報告第14表より
H22、H25は障害福祉課業務資料より

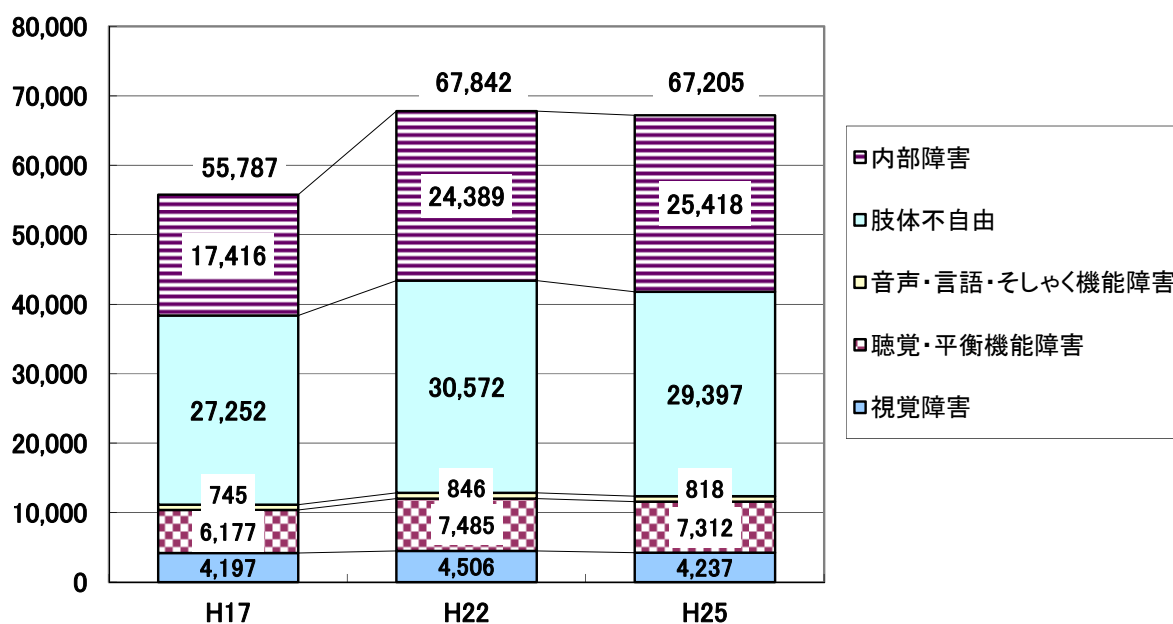
圏域別 身体障害者手帳交付台帳登載件数(平成25年度)

(単位:件)

障害種別	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
視覚障害	18歳未満	2	20	33	2	1	58
	18歳以上	358	1,213	2,036	341	231	4,179
	計	360	1,233	2,069	343	232	4,237
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	8	60	89	10	1	168
	18歳以上	514	2,422	3,263	440	505	7,144
	計	522	2,482	3,352	450	506	7,312
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	4	10	1	0	16
	18歳以上	76	263	374	37	52	802
	合計	77	267	384	38	52	818
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	62	335	452	25	26	900
	18歳以上	2,412	9,082	14,184	1,391	1,428	28,497
	計	2,474	9,417	14,636	1,416	1,454	29,397
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	18	104	134	9	8	273
	18歳以上	1,688	8,744	13,187	766	760	25,145
	計	1,706	8,848	13,321	775	768	25,418
合計	18歳未満	91	523	718	47	36	1,415
	18歳以上	5,048	21,724	33,044	2,975	2,976	65,767
	等級等不明	-	-	-	-	-	23
	合計	5,139	22,247	33,762	3,022	3,012	67,205

出典:H25 障害福祉課業務資料

身体障害者手帳交付件数(障害種別)



身体障害者手帳交付台帳登載件数の推移(等級別)

(単位:件)

障害種別	等級	平成17年度	平成22年度	平成25年度
視覚障害	1級	2,124	2,204	2,010
	2級	946	1,113	1,127
	3級	275	277	241
	4級	248	262	256
	5級	346	395	386
	6級	258	255	217
	計	4,197	4,506	4,237
聴覚・平衡機能障害	1級	285	332	329
	2級	1,859	2,003	1,933
	3級	653	789	764
	4級	1,245	1,571	1,496
	5級	11	17	18
	6級	2,124	2,773	2,772
	計	6,177	7,485	7,312
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	16	31	39
	2級	35	61	63
	3級	468	511	477
	4級	226	243	239
	5級	0		
	6級	0		
	計	745	846	818
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・ 運動機能障害)	1級	7,456	8,528	7,976
	2級	7,908	8,803	8,422
	3級	4,630	4,997	4,749
	4級	4,021	4,607	4,603
	5級	2,246	2,466	2,421
	6級	991	1,171	1,250
	計	27,252	30,572	29,421
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう直腸・小腸・ 免疫・肝機能)	1級	9,317	11,650	11,869
	2級	278	389	429
	3級	4,693	7,208	7,145
	4級	3,128	5,142	5,974
	5級			
	6級			
	計	17,416	24,389	25,417
合計	1級	19,198	22,745	22,223
	2級	11,026	12,369	11,974
	3級	10,719	13,782	13,376
	4級	8,868	11,825	12,568
	5級	2,603	2,878	2,825
	6級	3,373	4,199	4,239
	等級等不明	-	44	-
	合計	55,787	67,842	67,205

出典:H17は厚生労働省報告第14表より、
H22、H25は障害福祉課業務資料より

(2) 知的障害

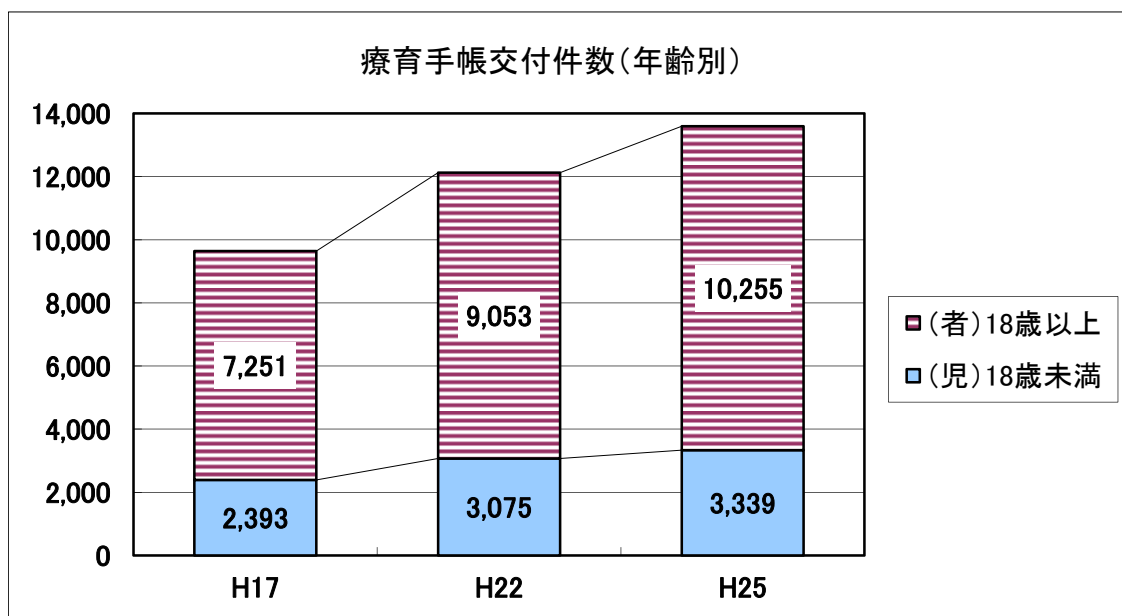
療育手帳交付者数は、平成25年度末で13,594人となっており、県人口の約1%となっています。平成22年度末と比較すると1,466人、率にして約12%増加しています。

程度別で見ると、最重度・重度(A1・A2)の判定を受けている者は、4,409人で全体の32.4%となっています。

療育手帳交付件数の推移 (単位:件)

程度	年齢区分	平成17年度	平成22年度	平成25年度
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	702	810	825
	(者)18歳以上	2,536	3,153	3,584
	計	3,238	3,963	4,409
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	1,691	2,265	2,514
	(者)18歳以上	4,715	5,900	6,671
	計	6,406	8,165	9,185
合計	(児)18歳未満	2,393	3,075	3,339
	(者)18歳以上	7,251	9,053	10,255
	計	9,644	12,128	13,594

出典: H25障害福祉課業務資料



圏域別 療育手帳交付件数(平成25年度)

(単位:件)

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	33	253	503	23	13	825
	(者)18歳以上	311	1,206	1,814	129	124	3,584
	計	344	1,459	2,317	152	137	4,409
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	150	842	1,386	44	92	2,514
	(者)18歳以上	624	2,086	3,406	264	291	6,671
	計	774	2,928	4,792	308	383	9,185
合計	(児)18歳未満	183	1,095	1,889	67	105	3,339
	(者)18歳以上	935	3,292	5,220	393	415	10,255
	計	1,118	4,387	7,109	460	520	13,594

出典:H25障害福祉課業務資料

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は毎年増加し、平成25年度時点における交付数は21,247人となっており、県人口の1.5%を占めています。

等級別で見ると、1級(重度)の精神障害者は全体の27.1%となっています。

なお、交付数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計です。また、精神保健福祉手帳の有効期間は2年間となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位:件)

	1級	2級	3級	計
H22	1,331	2,720	735	4,786
H23	1,682	3,440	975	6,097
H24	1,343	3,873	699	5,915
H25	2,279	3,864	1,271	7,414
年度末交付者数	5,782	12,210	3,255	21,247

出典:「沖縄県における精神保健福祉の現状 平成25年」
(沖縄県保健医療部健康長寿課)

精神障害者保健福祉手帳承認件数(平成25年度) (単位:件)

等級	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
1級	321	1,728	1,945	83	89	4,166
2級	525	3,391	4,990	251	196	9,353
3級	132	920	1,233	60	50	2,395
合計	978	6,039	8,168	394	335	15,914

出典:沖縄県保健医療部健康長寿課 業務資料

精神科病院への入院・通院患者の状況は、入院が減少傾向を示していますが、通院については、毎年増加しています。

入院・通院患者数(毎年6月末現在)の推移 (単位:人)

	平成17年	平成22年	平成24年
入院患者数	5,320	5,112	5,034
通院患者数	31,171	37,579	39,707
合計	36,491	42,691	44,741

出典:沖縄県保健医療部健康長寿課 業務資料

なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数と精神科病院への入院・通院患者数に差があるのは、精神障害者が障害福祉サービスや自立支援医療(精神通院医療)の給付を受ける場合に当該手帳所持が要件とされていないこと等により、当該手帳の交付を受けない場合があるためと考えられます。

(4) 発達障害、難病

現在、国や本県においては、発達障害者数や難病患者数の公的な数値はありません。

参考として、発達障害（気になる子）については、乳幼児健康診査における精神発達（発達・行動・社会性・情緒等）、言語発達（言語発達・構音障害・吃音等）の有所見率が、平成24年度で1歳6か月健診が6.0%、3歳児健診で5.3%であり、ここ数年数値が上昇しています。

難病については、身体障害者手帳を所持している場合があります。また、特定疾患医療受給者証を交付されている者は8,371人（平成25年3月から平成26年2月）となっています。

気になる子の有所見率について

(単位:%)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳6か月児	受診率	86.9	86.5	86.9	86.9
	有所見率	5.4	5.9	6.0	5.6
3歳児	受診率	80.5	82.2	83.9	84.0
	有所見率	5.3	5.4	5.3	5.9

※H23年度から一部計上方法が変更となっているため、有所見率に影響があります。

Ⅲ 障害福祉計画（第4期）の成果目標

障害者の自立に向けた支援を計画的に推進していくため、障害者の入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供できる体制を確保するため、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることとします。

本計画では、国の基本指針及び本県の実情を踏まえ、次のとおり平成29年度までの成果目標を設定し、各施策等の取り組みにより、その目標の達成を目指します。

〔成果目標〕

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 障害者の地域生活の支援
- 4 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行の推進について、第1期計画策定以降取り組んできたところですが、更なる地域移行を推進するため、次の2点を成果目標として設定します。

（1）地域生活移行者の増加

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活への移行を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。

※なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けて引き続き入所させることとした入所者数を除いて設定しています。

【沖縄県の現状】

○ 県は、第3期計画において、平成17年10月1日時点の入所者数2,761人から、平成25年度末までに689人（25%）を地域生活へ移行させる目標としてきたところ、平成25年度末までに655人（23.7%）がグループホー

ムや家庭復帰などの地域生活への移行を行っています。

- このことは、障害者自立支援法施行以降のサービス再編に伴い、グループホーム等の整備が進み、地域生活への移行が進んだことも要因の一つと考えられます。
- 第3期計画中の地域生活移行者は、平成24年度で57人、平成25年度で36人と地域生活移行者は減少傾向にあります。入所施設から地域生活に移行する者の数が減少している主な理由として、
 - ア 現在、施設入所している障害者は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっていること、
 - イ 入所している障害者で地域移行が可能な者であっても、希望地域におけるグループホーム等の受け皿が十分でないこと、などが考えられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績などを踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成25年度末の施設入所者数と比較した地域生活移行者の割合を5.4%（126人）に設定します（別表1）。

目標値	平成25年度末の施設入所者と比較して、平成29年度末までに地域生活へ移行する者の割合	5.4%
-----	--	------

（2）施設入所者の削減

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数から4%以上の削減を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。
- 関連して、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域における居住の場としてのグループホームの充実など、サービスの提供体制を整えるとともに、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、入所施設の定員総数についても国の基本指針を踏まえて検討する必要があります。

【沖縄県の現状】

- 県は、施設入所者の削減について、平成17年10月時点の施設入所者2,761人から、平成25年度末時点までに15.3%（423人）を削減しており、第3期計画の目標値を超えているところです。

- 理由として、グループホームの増等も含めた地域移行への積極的な取組の結果と考えられます。
- 指定障害者支援施設の入所定員数について、平成 25 年 4 月 1 日における本県の障害者支援施設の入所定員は 2,365 人で、利用者数は 2,348 人（充足率 99.3%）です。この数値と平成 27 年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成 29 年度の定員は 2,250 人になります。

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数				単位：人
平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
2,365	2,312	2,277	2,250	

【第 4 期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計画との整合を図ることから、平成 29 年度末の施設入所者を平成 25 年度末の施設入所と比較した削減割合を 4.4%（103 人）と設定します（別表 1）。

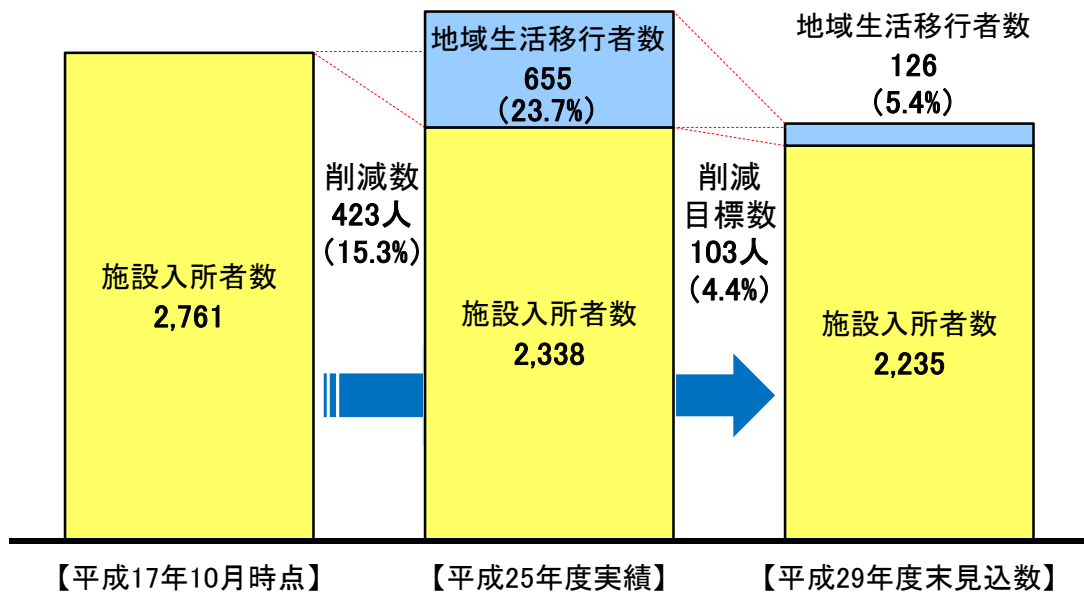
目標値	平成 25 年度末の入所定員と比較して、平成 29 年度末の入所施設の定員の削減見込みを設定する。	4.4%
-----	---	------

○目標値

（別表 1）

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,338 人	平成 25 年度末現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,235 人	平成 29 年度末時点の入所施設の利用見込者数とする。
削減見込数 (A-B)	【目標値】 4.4% (103 人)	平成 25 年度末の入所定員と比較して、平成 29 年度末の入所施設の定員の削減見込みを設定する。
地域生活移行者数	【目標値】 5.4% (126 人)	平成 25 年度末の施設入所者数から、平成 29 年度末までに地域生活へ移行する者の数を設定する。

福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは、福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）へ移したものをいい、病院、他入所施設（老人、障害）、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

【目標達成のための具体的な取組】

- 福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害者の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、グループホームを新築及び改修する際の補助について、引き続き行います。
- また、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居と連携したサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に集団指導等を通して、情報提供を行います。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- 福祉施設の相談員等が、利用者本人の希望等を踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援事業所と連携しつつ、障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進するために必要なスキルを向上させるよう、サービス

管理責任者等に対する研修内容の充実に取り組みます。

- 地域移行を想定した日常生活、健康管理、金銭管理等の生活訓練を計画的に実施するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を作成するサービス管理責任者に対して、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。
- 施設入所については、真に施設入所が必要と判断される者であることから、施設入所者を希望する者に対して、本人の意思を踏まえつつ、地域生活の継続について十分に検討するため、相談支援専門員等の資質向上に努めます。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針において、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）により、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すとされていることを踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値について、次の成果目標を設定します。

（1）入院後3か月時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院後3か月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ）について、平成29年度における目標値を64%以上としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後3か月時点の過去5か年（平成20年度から平成24年度までの当該年度6月入院患者の状況）の退院率の平均値は、60.8%となっています（別表2）。

【第4期計画の成果目標】

- これまでの実績を踏まえつつ、精神障害者の病状や退院後の地域での生活支援方法等個々の要因はあるものの、入院生活を短期とし、早期の地域生活を実現するため、国の基本指針に基づき、平成29年6月末時点における入院後3か月時点の退院率64%を目標値として設定します。

目標値	平成29年度における入院後3か月時点の退院率	64%
-----	------------------------	-----

（2）入院後1年時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院1年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ）について、平成29年度における目標値を91%以上としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後1年時点の過去5か年

(平成 20 年度から平成 24 年度の当該年度 6 月入院患者の状況) の退院率の
 平均値は、86.7%となっています(別表 2)。

【第 4 期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、精神障害者の病状や退院後の地域での生活支援方法等、個々の要因はあるものの、入院生活を短期とし、早期の地域生活を実現するため、国の基本指針に基づき、平成 29 年度 6 月末時点における入院後 1 年時点の退院率 91%を目標値として設定します。

目標値	平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率	91%
-----	---------------------------	-----

(別表 2) 各年度 6 月の新規入院者の退院状況

(単位:人、%)

調査年度	新規入院	6月	7月	8月	入院後 3か月 時点	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	1年時点 の退院率
H20	587	133	162	85	380	53	32	13	9	6	6	11	5	1	516
	残存数	454	292	207	64.7%	154	122	109	100	94	88	77	72	71	87.9%
H21	527	96	126	89	311	68	22	16	10	8	5	9	3	6	458
	残存数	431	305	216	59.0%	148	126	110	100	92	87	78	75	69	86.9%
H22	622	140	136	91	367	64	35	18	11	7	9	10	5	8	534
	残存数	482	346	255	59.0%	191	156	138	127	120	111	101	96	88	85.9%
H23	654	129	174	97	400	69	33	11	13	6	7	9	9	4	561
	残存数	525	351	254	61.2%	185	152	141	128	122	115	106	97	93	85.8%
H24	568	117	122	103	342	66	34	12	13	6	6	6	4	5	494
	残存数	451	329	226	60.2%	160	126	114	101	95	89	83	79	74	87.0%

平均値 60.8%

平均値 86.7%

出典: 沖縄県保健医療部健康長寿課

(3) 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者(入院期間が 1 年以上の者)を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%以上減少することを目標値としています。

【沖縄県の現状】

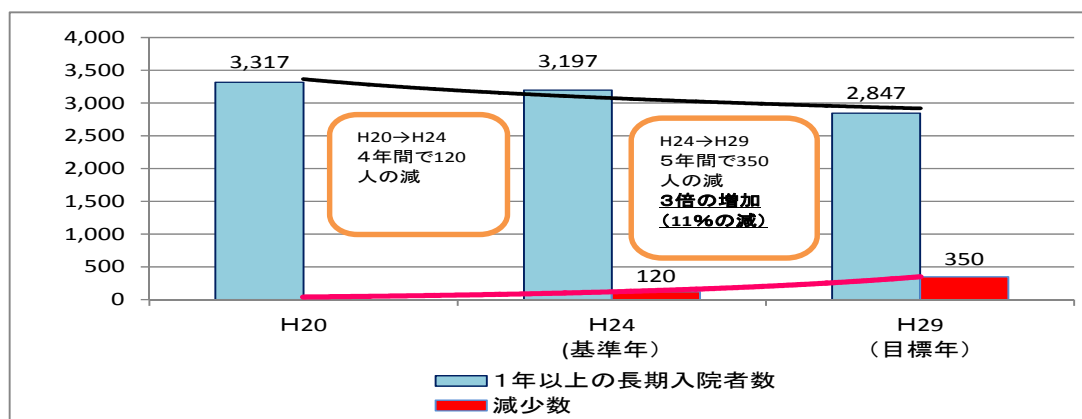
- 沖縄県内の精神科病院に入院する精神障害者は平成 24 年 6 月時点で 5,034 人、長期在院者は 3,197 人となっており、長期在院者の割合は 63.5%となっています。

- 入院患者のうち、65歳以上の高齢者が、2,205人と43.9%を占めており、高齢化が進んでいます。
- 長期在院者の3,197人の内、1年以上5年未満が1,712人（53.6%）、5年以上10年未満が632人（19.8%）、10年以上20年未満が504人（15.7%）、20年以上が349人（10.9%）となっています。
- 長期在院者数の減少数は、平成20年から平成24年までの4年間で、120人（H20：3,317人→H24：3,197人：▲3.6%）となっており、減少傾向にあります。
- しかしながら、長期在院者の退院を進めるにあたり、地域生活の受け皿となる家族等の受け入れ、グループホーム等が十分ではない状況や、居住の場を地域へ移すにあたり、病院と相談支援事業所等との連携が十分とは言えないなどの状況があります。
- また、受け入れ先となる障害福祉サービス事業所の支援員等の質の向上も課題としてあげられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、長期在院者を減少させるための取り組みとして、グループホーム等の受け皿の整備及び精神障害者を支援する者の資質向上のための研修事業の充実を図り、早期の地域生活を実現するため、平成29年度6月末時点における長期入院患者の減少率を11%（H24：3,197人→H29：2,847人：▲11%、前4か年と比較して3倍の増）として設定します。

目標値	平成29年6月末時点における長期在院者数の 平成24年度末時点からの減少率	11%
-----	--	-----



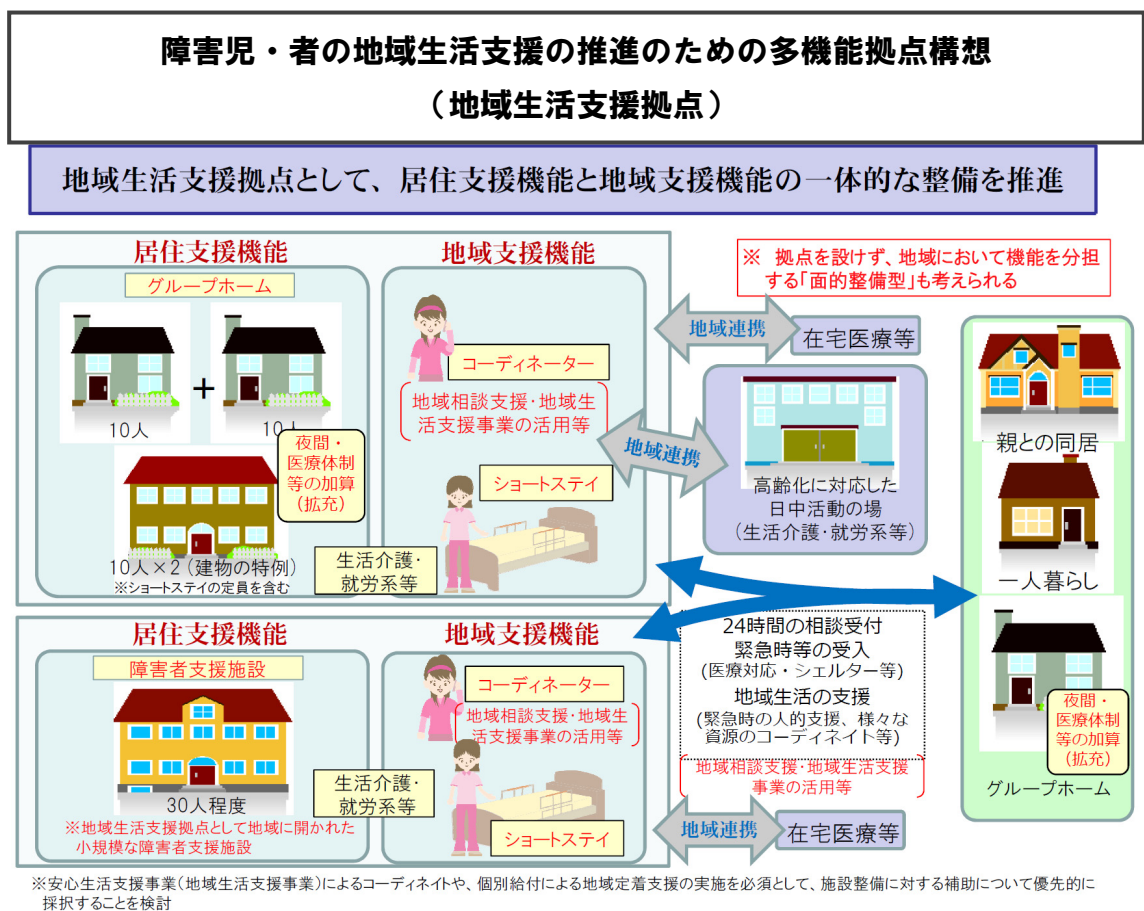
【目標達成のための具体的な取組】

- 入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホーム等住まいの場の整備を進めます。
- 市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。
- 地域における医療（精神科病院）と福祉（市町村、相談支援事業所等）の接着を目的に連携体制整備推進員（コーディネーター）を配置し、連携体制を整備します。
- 精神障害者の退院意欲の促進や退院後の地域生活のイメージをもってもらうため、障害福祉サービスの短期利用等を行い、退院後の地域生活が円滑にいくよう地域定着試行事業を行います。
- 精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、質の高い地域移行支援が可能となるよう相談支援従事者等に対する研修内容の充実を行います。
- 精神障害者の地域生活を充実させるため、地域活動支援センター、就労継続支援事業所（A型及びB型）、就労移行支援事業所などの日中活動の場の利用促進に努めます。
- 平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、また平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、障害者に対する誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくための広報啓発を進め、障害者の特性の理解を促します。

3 障害者の地域生活の支援

【基本指針の考え方】

国の基本指針では、障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（平成 25 年 10 月 11 日：障害者の地域生活の推進に関する検討会）を踏まえて、新たに今後の地域における障害者の生活支援のために求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の拠点整備について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することとしています。



【沖縄県の現状】

- 障害者の地域での生活支援のため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などで支援を行っていますが、国の基本指針に示されたような居住支援機能と地域支援機能の一体的な運用が図られている事例はまだありません。
- しかしながら、障害者の高齢化・重度化の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていける社会を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築は必要です。

- そのためには、居住支援機能としての障害者支援施設（又はグループホーム）と地域支援を行うための体制（在宅医療や緊急時の相談受付、緊急時の受入等）の連携体制（ただし、必ずしも障害者支援施設等が連携している必要はなく、相談支援事業所と短期入所事業所との連携による拠点化も可能である。）については、各々の地域でどのような社会資源があり、また拠点として活動するための体制が整えられているかなど、十分に検討する必要があります。
- 島しょ県である沖縄県の地理的条件等から、各市町村に十分な社会資源が整っている状況にはないことから、当面は各圏域別で整備を行う必要があります。

【第4期計画の成果目標】

- 沖縄県としては、国の基本指針に基づく地域生活支援拠点について、平成29年度末までに各障害保健福祉圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に各1か所以上の整備を行うことを目標とします。

目標値	平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所以上整備する範囲を各圏域として設定する。	5か所
-----	--	-----

【目標達成のための具体的な取組】

- 地域生活支援拠点の整備について、地域の課題に応じて、障害者支援施設（又はグループホーム）を核とする体制（あるいは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備））について、相談支援、地域支援機能などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進める必要があることから、各圏域自立支援連絡会議にて、圏域別の整備の内容について議論するよう働きかけていきます。
- 地域生活支援拠点の整備にあたり、平成27年度以降に国が実施する地域生活支援拠点整備推進モデル事業の好事例等を各圏域自立支援連絡会議に提供します。

4 福祉施設から一般就労への移行

障害者の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素であり、第1期計画から取り組んできたところです。

平成18年以降、障害者の雇用の促進等に関する法律等の改正により、障害者の就労支援策の拡充が図られるとともに、また法定雇用率の引き上げや（平成25年4月から、民間企業は1.8%から2.0%に引き上げ）、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が拡大するなど、障害者の就労に関する環境の改善が図られています。

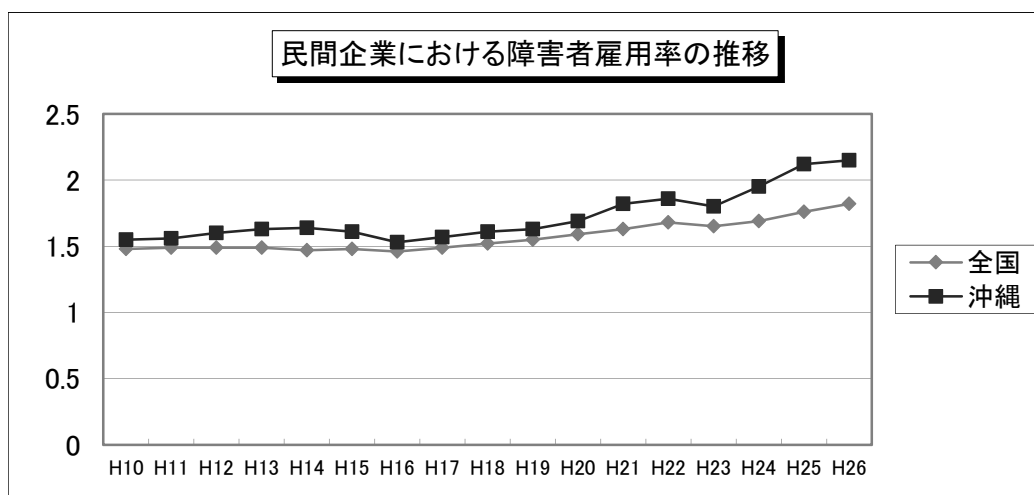
本計画では、国の基本指針に示された、従来の福祉施設から一般就労への移行に加え、新たに就労支援事業所の利用者数の増及び就労移行支援事業所の就労移行率について成果目標を設定しました。

県は、障害福祉サービス事業所や労働関係機関等と連携しながら、障害者の一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労意欲の向上に取り組めます。

◇沖縄県の障害者の就労状況

沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成26年6月1日において、全国平均の1.82%を上回る2.15%となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.0%を達成しています。

また、平成25年3月の特別支援学校（高等部）卒業生282人のうち、64人が就職しており、就職率は22.7%となっています。



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82
沖縄	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15

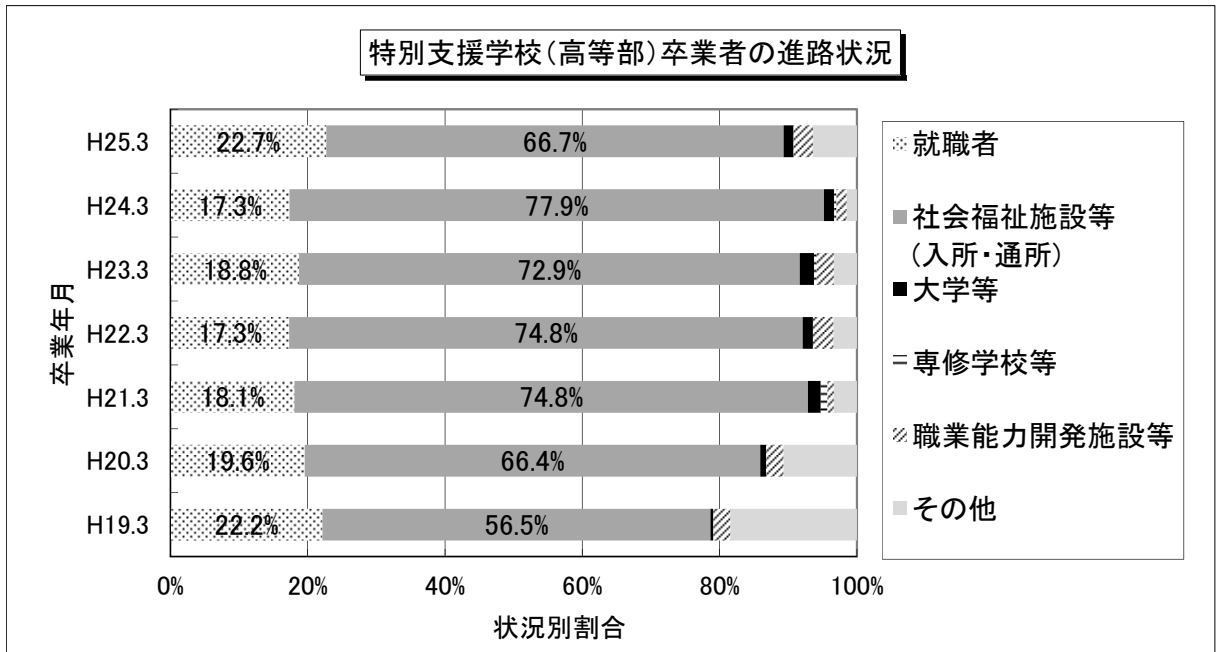
出典：平成26年11月26日、沖縄労働局発表（調査時点：毎年6月1日）

特別支援学校(高等部)卒業生の進路状況

(単位:人)

区分 卒業年月	卒業者 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開 発施設等	その他
平成16年3月	204	48	104	4	2	-	46
平成17年3月	201	40	116	1	1	5	38
平成18年3月	227	58	108	5	2	7	47
平成19年3月	239	53	135	1	0	6	44
平成20年3月	235	46	156	2	0	6	25
平成21年3月	210	38	157	4	2	2	7
平成22年3月	266	46	199	4	0	8	9
平成23年3月	240	45	175	5	1	6	8
平成24年3月	271	47	211	4	1	4	4
平成25年3月	282	64	188	4	0	8	18

出典:学校基本調査報告書(県統計課)



(1) 福祉施設から一般就労への移行

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成 29 年度の一般就労移行実績を、平成 24 年度の2倍以上とすることを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 県は、第3期計画において、従来、国の基本指針を超えてきた実績を踏まえ、計画最終年度である平成 26 年度には、平成 17 年度実績（23 人）の約 10 倍となる 232 人を目標として掲げてきました。
- 県のこれまでの実績は、26 ページのグラフのとおり、第1期計画以降、年々増加しているところであり、直近の実績値（平成 25 年度）は 184 人となっています。
- この結果は、障害者本人の就労意欲の高まりや資質の向上に加え、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等による支援及び行政機関（沖縄労働局や県の労働部局、教育委員会等の教育担当部局等）との連携、受け入れる企業側の意識向上（求人の増、職場環境の改善等）などの結果であると推察されます。
- 今後も福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、職場定着率の向上や障害者を支援する側の資質の向上が求められます。

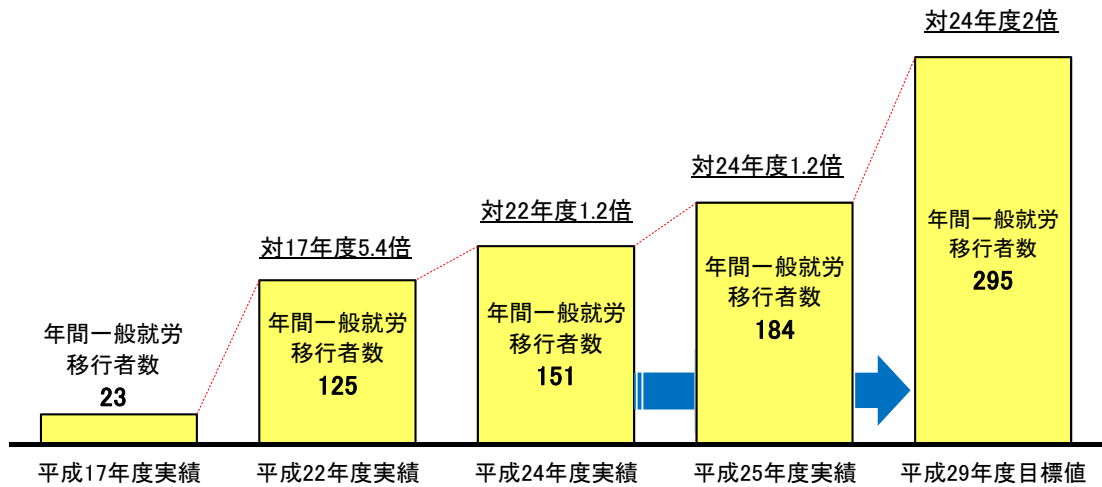
【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度の約2倍にあたる 295 人と設定します。

○成果目標値の設定

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 151 人	平成 24 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 295 人	平成 29 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の2倍とする。

福祉施設から一般就労への移行実績



[備考]

・福祉施設の利用者とは

福祉施設のうち、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を利用している者をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設からハローワーク経由(雇用契約、雇用保険、最低賃金法の適用)で一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援A型の利用者になった者を除く。

【成果目標達成のための具体的な取組】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方で重層的に就労支援に取り組むため、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、専門的な職業リハビリテーションを行う沖縄障害者職業センター、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センター等と連携するとともに、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の活用を促進します。

項目	数値	考え方
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	【見込数】 245人	平成29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう支援見込み者数を設定する。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	【見込数】 17人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた委託訓練を受講できるよう、その見込み者数を設定する。
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	【見込数】 230人	平成29年度において、障害者トライアル雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数の見込み者数を設定する。
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数	【見込数】 70人	平成29年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労を受けることができるよう、対象者の見込み者数を設定する。

[備考]

・委託訓練事業とは

障害者の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労に必要な基礎知識や技能を付与することを目的とした事業です。

・障害者試行雇用事業（トライアル雇用）とは

障害者の雇用を躊躇している事業主に、一定期間（原則3か月）試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業です。

・職場適応援助者（ジョブコーチ）とは

障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者です。

・障害者就業・生活支援センター事業とは

職場不適応により離職した障害者、また離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る事業です。

(2) 就労移行支援事業所の利用者の増加

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の利用者を平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すことを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数は 716 人となっています。
- 就労移行支援事業所の利用者数は増加するものと見込まれているが、同事業の利用期間が2年間であることから、その間に一般就労を可能とするための知識の取得及び能力の向上が困難となっているケースもみられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成 29 年度の就労移行支援事業所の利用者数を平成 25 年度末の利用者の 1.52 倍にあたる 1,090 人と設定します。

目標値	平成 25 年度の就労支援移行支援事業所の利用者数と比較して、平成 29 年度の利用者数の増加を図る。	1.52 倍
-----	---	--------

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成 29 年度末の各市町村管内の就労移行事業所ごとの就労移行率（事業所ごとのある年度の4月1日に支給決定されている者を分母とし、その年度内に一般就労した者を分子として算出する）のうち、当該事業所でその3割以上となる事業所を5割以上とすることを目指すことを基本としています。

【沖縄県の現状】

- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所数は 87 か所となっています。
- 平成 25 年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割を超えている事業所（推計）は、9か所と約1割となっています。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村の障害福祉計画との整合を図ることから、平成29年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上となる事業所数を全体の4割（40か所）と設定します。

目標値	平成29年度末の就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上とする事業所数の増加を図る。	事業所全体の4割
-----	--	----------

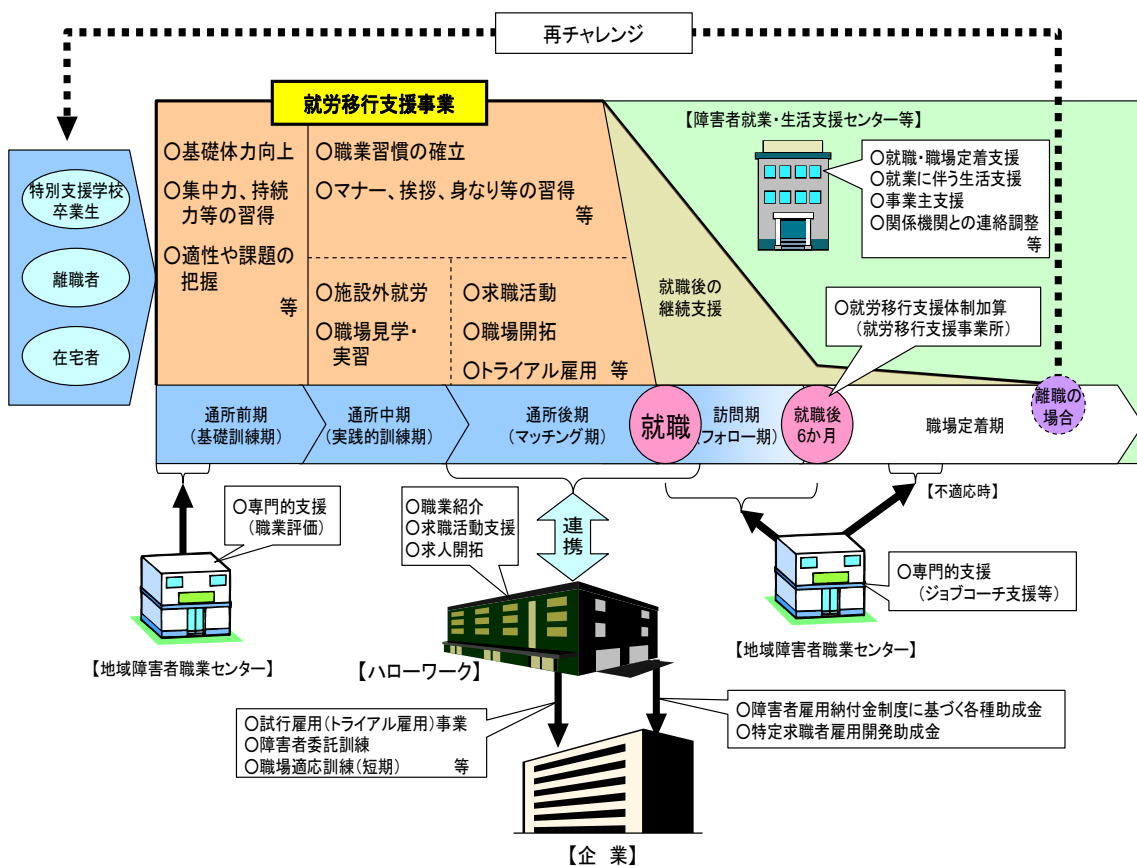
【成果目標達成のための具体的な取組】

- サービス等利用計画（個別支援計画も含む。）の見直しなど、障害者本人の状況を把握するとともに、一般就労を希望する者については、必要に応じて就労支援事業所を活用するよう促していきます。
- 就労移行支援事業所が就業生活支援にかかるケアマネジメントや障害者本人のニーズに合わせた就労支援を実施できるよう相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センターなどとの連携体制を強化します。
- 障害者が職場に適應できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害者の職場適應に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適應援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業所に働きかけます。
- 一般就労への移行促進のためには、就労移行支援事業所等が自ら積極的に地域の関係機関と連携を強化し、段階に応じた総合的な支援を行うことが重要となることから、就労移行支援事業所等に対する適切な助言・指導に努めます。また、職場実習先の確保等、施設外での訓練機会の増を促進します。
- 沖縄労働局等の関係機関と連携して、就労移行支援事業所等と公共職業安定所の連携を促し、障害者等に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を充実させるとともに、能力や職務要件に応じて委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適應援助者（ジョブコーチ）支援等の各種雇用支援制度活用に係る情報を企業等に対して広く提供します。
- 一般就労支援ノウハウのある企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な教育訓練資源を活用した委託事業や、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用を図り、企業と障害者等の相互理解を深め、その後の常用雇用を支援します。また、職場適應援助者（ジョブコーチ）支援の周知及び活用を図り、受入の円滑化及び障害者の職場定着を支援します。

○ 就労支援を強化するため、福祉・労働・教育等の各分野の関係者が連携を深めるとともに、本計画の目標の達成に向けた取り組みを推進するとともに、障害者の雇用に係る総合的な支援を図ります。

また、地域の実情に応じたきめ細かな就労支援が求められており、市町村における支援体制の整備が重要であることから、圏域ごとの既存のネットワークを活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の福祉施設、特別支援学校、福祉保健所、医療機関、企業等の関係者と市町村の連携を強化し、地域における就労支援を推進します。

就労移行支援事業と労働施策の連携



IV サービスの提供体制の確保

障害者が安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに応じた障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

そのため、本計画の期間中である平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における障害福祉サービス、障害児支援、計画相談支援及び地域相談支援並びに地域生活支援事業の実施に必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）を定め、各障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

1 見込みの方法

障害福祉サービス等の見込量は、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの支給を決定する市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込量を集計したものを基本としています。

（1）障害福祉サービス、障害児支援、相談支援及び地域相談支援

各市町村におけるこれまでのサービス利用実績を基本に、利用者の増加等を見込み、全体として必要なサービス量を確保します。

（2）地域生活支援事業

各市町村において、障害者等の相談対応や必要な情報の提供、コミュニケーションや移動の支援、日常生活用具の給付・貸与、創作的活動等の機会の提供などについて、障害者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて実施する事業の量を見込みます。

県では、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの広域的な対応が必要な事業、各種研修事業などについて実施する事業の量を見込みます。

2 指定障害福祉サービス、指定障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス、指定障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量（年度別）

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです(※H27年3月現在、県内に当該サービス事業所はありません)。

各年度の見込量

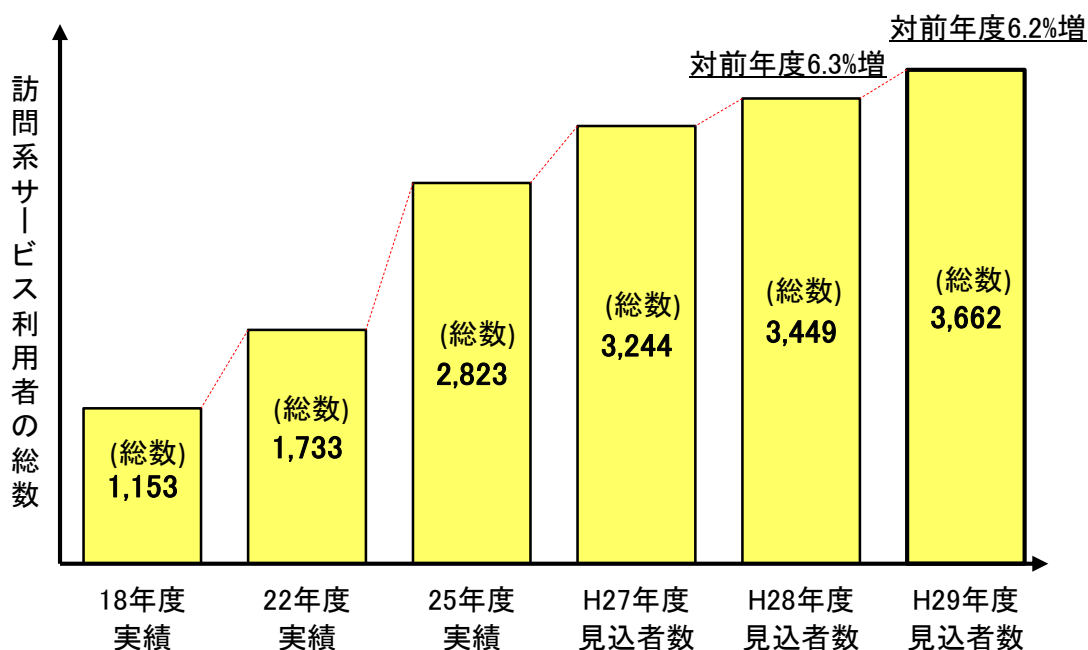
サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系サービス ※居宅介護(通院等乗降介助は除く。)	3,244	142,586	3,449	148,936	3,662	156,337

※ 利用量の単位:時間/月

【見込みの考え方】

- 市町村ごとにこれまでのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や難病患者等のサービス利用の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

訪問系サービス利用者数の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【課題】

- 各圏域どこでも必要な訪問系サービスが利用できるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。
- 地域で自立した生活を送るため、質の高いサービスが受けられるよう、サービス提供事業者の養成を図る必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と十分連携しながら、障害者が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。
- また、多様化したニーズに適切に対応するため重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修などの実施などにより人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための各種従業者養成研修事業の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

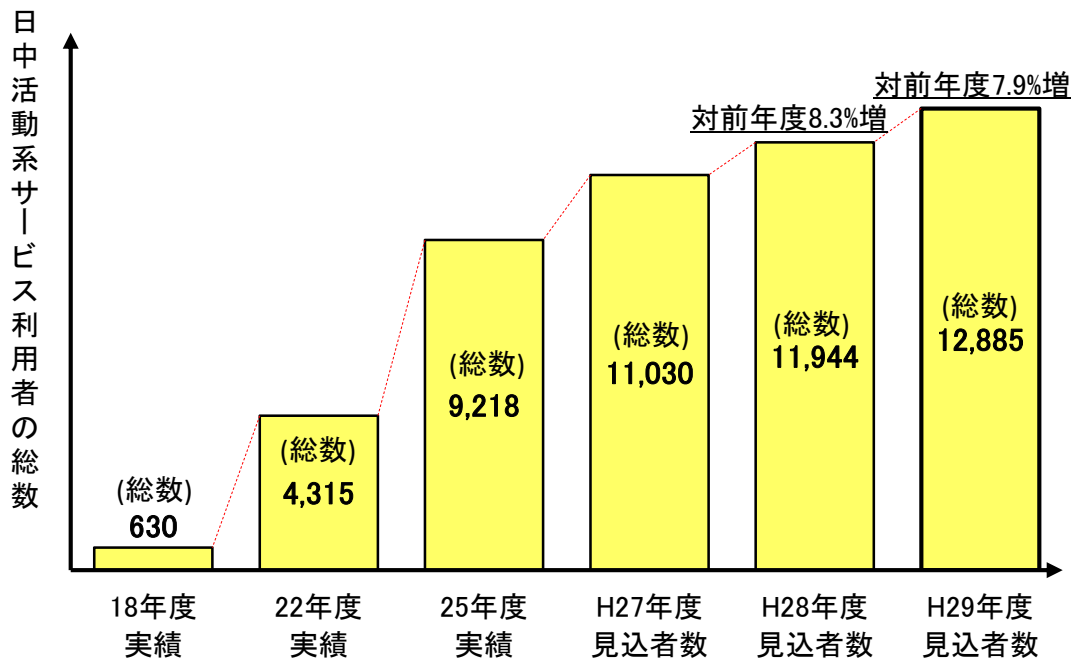
各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	3,896	80,394	4,020	83,308	4,104	86,060
自立訓練(機能訓練)	78	1,505	87	1,881	102	2,462
自立訓練(生活訓練)	601	9,685	655	10,506	714	11,400
就労移行支援	864	15,229	974	17,085	1,090	19,246
就労継続支援(A型)	1,400	27,768	1,615	32,283	1,846	37,023
就労継続支援(B型)	4,191	78,461	4,593	85,503	5,029	93,071
療養介護	417		420		420	
短期入所	792	5,366	898	5,988	1,023	6,189
日中活動系サービス合計	12,239		13,262		14,328	

※ 利用量の単位:人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

日中活動系サービス利用者数の推移



※療養介護・短期入所は含んでいない。

※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成 26 年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 29 年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 特別支援学校卒業者の今後の見通し等を踏まえるとともに、入院中の精神障害者の地域生活への移行や難病患者等のサービス利用の増加を考慮しています。また、地域生活への移行や就労支援を推進するため、必要なサービス量を見込んでいます。

【課題】

- 特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に対応するため、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。
- なお、生活介護及び就労継続支援B型については、障害者総合支援法に定める範囲で指定の制限を行うことが可能であることから、より地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が必要とする生活介護などの日中活動サービスを受けられるよう、事業所の設置について、今後、利用の増加が見込まれる日中活動サービスについて、必要見込み量に応じた提供体制の整備を推進します。
- 就労継続支援B型については、地域の実情等を勘案し、障害者総合支援法に定める範囲において広域的に調整を行うなど、適切な必要量を確保します。

③ 居住系サービス

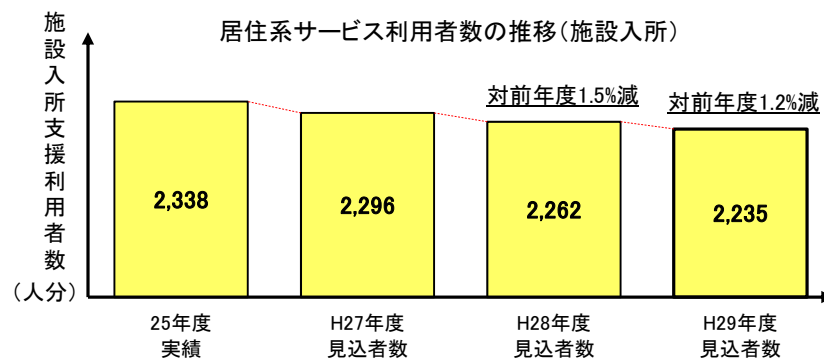
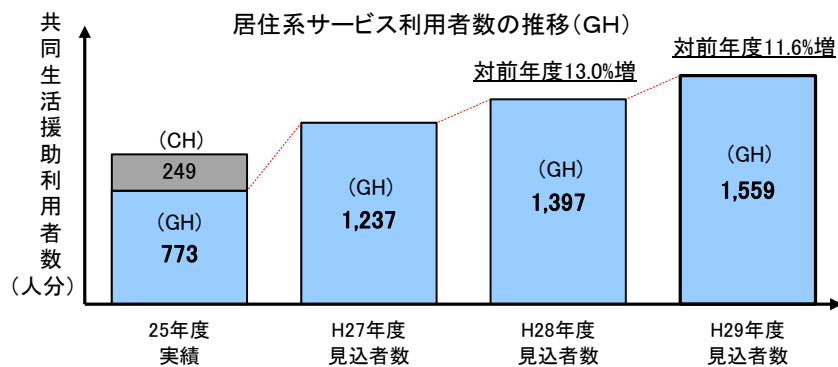
サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、グループホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み	28年度見込み	29年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助（GH）	1,237	1,397	1,559
施設入所支援	2,296	2,262	2,235

※ 単位：人/月



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行等による利用者及び難病患者等のサービス利用の増加を考慮し、共同生活援助（グループホーム）の利用者を見込んでいます。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成24年度の施設入所者数から平成29年度末までに約5%減少するものと見込んでいます。

【課題】

- 施設入所や入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域や民間事業者の理解を促進する必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 沖縄県居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めるとともに、地域や民間事業者の障害者の理解を深めるための広報啓発を行います。

④ 障害児支援

ア 障害児通所支援

サービスの種類

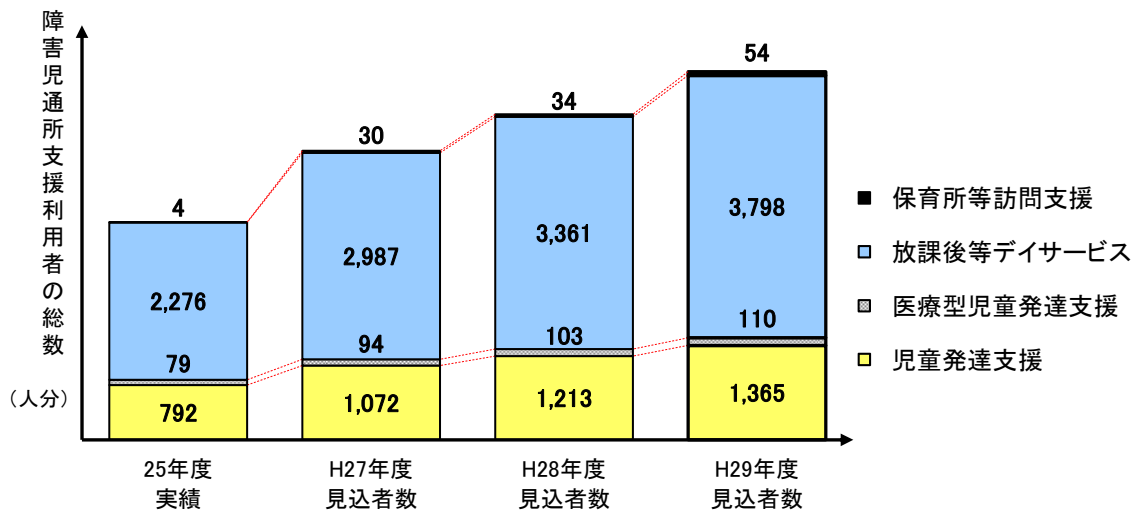
サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	さらに、通所利用の障害児やその家族への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う場合を「児童発達支援センター」と呼びます。 児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	1,072	15,227	1,213	17,895	1,365	20,491
医療型児童発達支援	94	1,508	103	1,623	110	1,766
放課後等デイサービス	2,987	42,799	3,361	48,866	3,798	56,066
保育所等訪問支援	30	178	34	195	54	382

※ 利用量の単位:人日/月

障害児通所支援利用者数の推移



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

【課題】

- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるとともに、多様化したニーズに適切に対応するための質の確保の課題があります。
- 保育所等訪問支援の利用が低調であることから、保育所等に通う障害児の支援が必要な保護者等に対してサービス内容を理解してもらうなどの取組に課題があります。

- 児童発達支援事業者は増加しているものの、各障害に対応出来る専門機能を有し、地域支援を担う児童発達支援センターの福祉型については未設置の状況があります（医療型は2か所設置）。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 未就学児に対しては、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の身近な障害児支援の窓口として対応できるように、事業所の設置について、適切な助言・指導に努めます。
- 就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。
- また、学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性が必要なことから、学校と事業所との連携・協働による体制整備を支援します。
- 児童発達支援センターの設置促進については、今後も民間事業者への設置に向けた技術的助言や、周知等に取り組みます。

イ 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設としての役割を担うことが求められています。
- 医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されており、医療型発達支援センターの役割も担っている施設もあります。今後は、更なる専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めていくことが求められています。

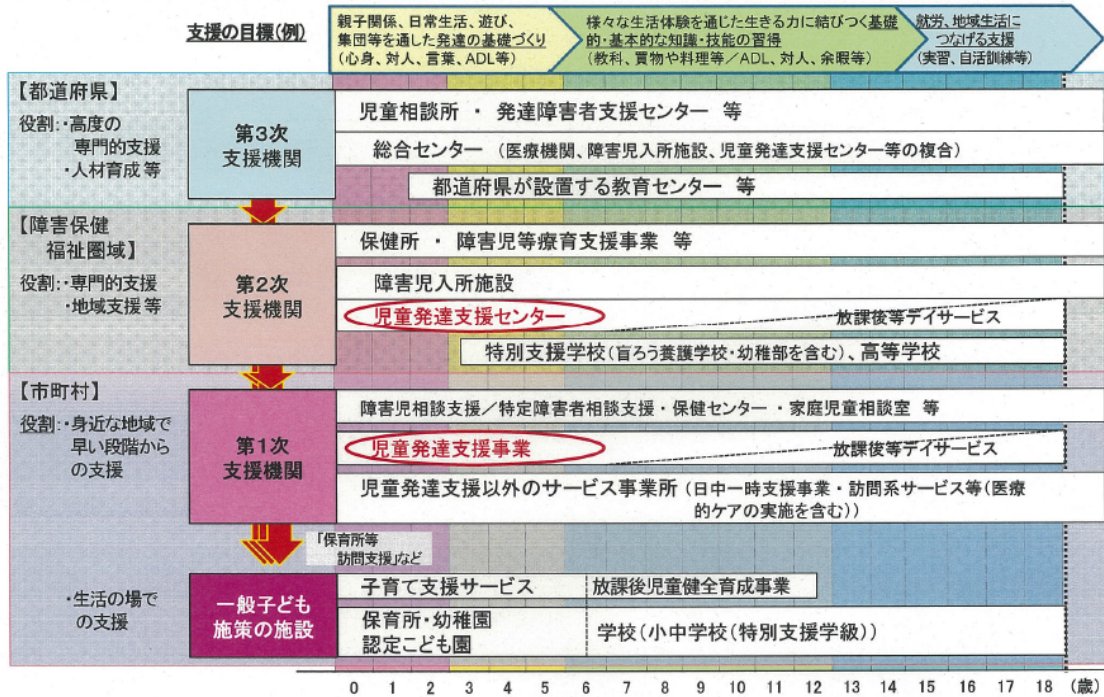
ウ 障害児の支援体制について

- 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのため、障害児通所支援及び障害児入所支援の提供のみならず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できるだけ早期に障害を発見し適切な対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。
- 県としては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育

や就労、生活面での一貫して関係機関による重層的な支援が継続されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

年齢に応じた重層的な支援体制イメージ

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。



出典: 厚生労働省資料

⑤ 相談支援

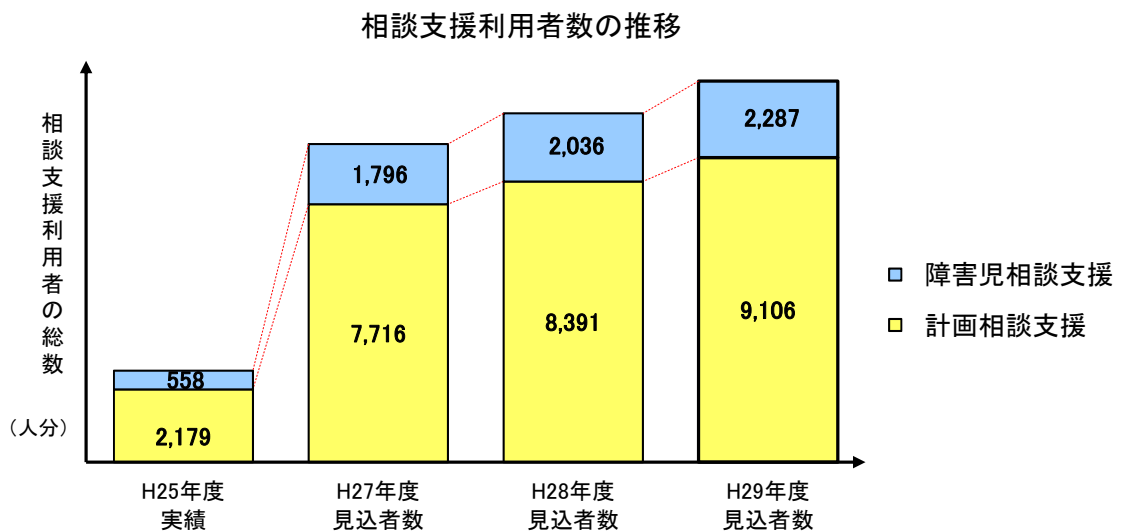
サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス等利用計画とも呼ばれています。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者及び地域生活が不安定な障害者に、常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児におけるサービス等利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

各年度の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	7,716	8,391	9,106
地域移行支援	42	56	81
地域定着支援	46	59	80
障害児相談支援	1,796	2,036	2,287

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)



ア 計画相談支援及び障害児相談支援

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援(モニタリング)の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。
- モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。
 - (ア) 在宅のサービス利用者のうち、
 - ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - ・それ以外については6か月ごとに実施
 - (イ) 施設入所者については1年ごとに実施
- 障害児相談支援については、計画相談支援に準じて、すべての利用者に対

象者とし、継続サービス支援（モニタリング）の期間も勘案し、その数値を見込んでいます。

イ 地域移行支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 29 年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 福祉施設からは地域移行を希望する者又は移行可能な者の数を、精神科病院からは入院している障害者の地域移行の希望を踏まえ、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案するとともに、地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

【課題】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス等利用計画を作成することとなっているが、個々の事例に対応した計画作成のための、相談支援員の確保及びスキルの向上が求められています。

【必要な見込量の確保のための方策】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス等利用計画の作成を行うために、引き続き指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図り、相談支援体制の充実強化に努めます。

(2) その他必要な見込量の確保のための方策

県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

- 指定障害福祉サービス事業者等に対する助言・指導
障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズ等に的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス事業者等に対し助言・指導を行います。
- 離島町村等に対する支援

県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善など町村の取り組みを支援します。

○ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成、サービスに対する第三者の評価、障害者等の権利擁護のための取り組みを関係者で連携して総合的かつ効果的に推進します。

○ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。

○ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備にあたっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

3 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置

【課題】

利用者が安心して適切なサービスを選択・利用し、そのサービスが十分に提供されるためには、サービスの量的な確保だけではなく、質の向上が必要不可欠です。

そのため、県は指定障害福祉サービス等に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、障害者の権利擁護や虐待防止などの取組等、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けた次のような取り組みが必要です。

- 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
- 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
- 障害者等の虐待防止に向けた取り組み

【方策】

(1) 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実

- 障害福祉サービス等利用者に対して質の高いサービスを提供するため、サービス提供に係る専門職員等、指定障害福祉サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが求められています。

障害者総合支援法では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置すべきことを定めています。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者等の養成も必要とされています。

- 県ではこれまで、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上を図ることを目的として、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等、各種研修を実施してきました。

サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めていきます。

- 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

今後実習予定の研修

区分	実施方法	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	委託及び事業者指定	3	300	3	300	3	300
相談支援従事者研修(現任研修)	委託及び事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修	事業者指定	1	300	1	300	1	300
居宅介護職員初任者研修	事業者指定	17	89	17	89	17	89
重度訪問介護従業者養成研修	事業者指定	9	14	9	14	9	14
行動援護従業者養成研修	事業者指定	6	141	6	141	6	141
同行援護従業者養成研修(一般・応用)	事業者指定	14	205	14	205	14	205
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	1	180	1	180	1	180
障害程度(支援)区分認定調査員研修	県	1	175	1	175	1	175
市町村審査会委員研修	県	1	110	1	110	1	110
主治医研修	県	1	23	0	0	1	23
手話通訳者・要約筆記者養成研修	県	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	県	1	20(10)	1	20(10)	1	20(10)
障害者虐待防止研修	県	1	300	1	300	1	300
視覚障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	5	110	5	110	5	110
全身性障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	10	122	10	122	10	122

(2) 第三者評価制度等を活用した障害福祉サービス等の質の向上

- 事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。
- 社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされています。これにより、事業者は事業運営の問題点を把握し、質の向上につなげることとなります。また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。
- 県としても、指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、制

度の積極的な活用を促していきます。

(3) 障害者等に対する虐待の防止に向けた取組み

- 平成 23 年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が平成 24 年 10 月に施行されました。

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

- 県では、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいるところです。

併せて、市町村に対して、障害者虐待の事案に対する助言・指導を行っています。

- また、相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所の管理者及び従業員等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

(4) その他

- 障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。
- 障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、集団指導等の場で指導していきます。
- 相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピアサポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 市町村事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込み

県全体(平成27年度～平成29年度)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	18	21	21
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	17	18	18
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	976	1,018	1,064
基幹相談支援センター ※実施自治体数	10	11	11
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	25	25	25
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	12	12	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	69	89	109
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	6	12	13
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	1,255	1,281	1,309
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	17	17	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	115	119	121
② 自立生活支援用具	257	263	266
③ 在宅療養等支援用具	209	216	225
④ 情報・意思疎通支援用具	224	231	233
⑤ 排泄管理支援用具	9,842	10,198	10,546
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	53	57	59
(8)手話奉仕員養成研修事業	216	227	220
(9)移動支援事業	1,842	1,936	2,018
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	77	79	82
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	1,887	1,935	2,000
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	1	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	25	25	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	10	10	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	手話67 要約67	手話67 要約67	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	2	2	2

平成29年度 圏域別

事業名	北部圏域	中部圏域	南部圏域
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	3	8	8
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	2	8	6
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	26	24	1,007
基幹相談支援センター ※実施自治体数	2	3	4
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	6	10	7
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	1	4	5
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	8	73	21
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	0	6	5
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	33	419	649
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	2	6	6
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	8	34	62
② 自立生活支援用具	20	102	114
③ 在宅療養等支援用具	19	86	85
④ 情報・意思疎通支援用具	15	86	108
⑤ 排泄管理支援用具	295	3,479	4,321
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5	24	22
(8)手話奉仕員養成研修事業	0	73	93
(9)移動支援事業	104	874	824
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	7	19	48
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	76	568	1,291
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	2

平成29年度 圏域別

事業名	宮古圏域	八重山圏域	合計
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	1	1	21
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	1	1	18
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	5	2	1,064
基幹相談支援センター ※実施自治体数	1	1	11
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	1	1	25
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	1	1	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	7	0	109
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	1	1	13
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	27	181	1,309
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	1	2	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	11	6	121
② 自立生活支援用具	13	17	266
③ 在宅療養等支援用具	21	14	225
④ 情報・意思疎通支援用具	14	10	233
⑤ 排泄管理支援用具	1,552	899	10,546
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6	2	59
(8)手話奉仕員養成研修事業	24	30	220
(9)移動支援事業	102	114	2,018
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	5	3	82
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	65	0	2,000
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	2

② 事業の実施に関する基本的な考え方

障害者総合支援法により、地域生活支援事業として市町村が実施しなければならない必須事業については、各市町村において同事業の実施が求められることから、市町村に対しその対応方法を明確にするよう促していきます。

また、必須事業以外の事業や障害者等の少ない町村、離島町村等の事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

③ 見込量の確保のための方策

事業の実施にあたっては、事業の全部又は一部の外部委託等が可能であることから、社会福祉法人やNPO法人等を積極的に活用するなどにより、柔軟に障害者等のニーズに対応する必要があります。

また、地理的条件により社会資源の少ない離島町村等は、地域の資源を効果的に活用するなど、地域の実情に合った方策で事業を実施していく必要があります。

(2) 県事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	850	1	850	1	850
② 障害者就業・生活支援センター事業	5	—	5	—	5	—
③ 高次脳機能障害支援普及事業	2	300	2	300	2	300
④ 障害児等療育支援事業	10	—	10	—	10	—
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	—	手話 80(10) 要約	—	手話 80(10) 要約	—	手話 80(10) 要約
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	—	20(10)	—	20(10)	—	20(10)
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	手話67 要約67	—	手話67 要約67	—	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	—	1,137	—	1,100	—	1,100
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施		実施		実施	
(5) 広域的な支援事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業	5	—	5	—	5	—
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	1	2	—	1	2	—
イ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	3	—	3	—	3	—

② 事業の種類ごとの実施に関する方法

ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業

社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っていきます。また、当事者や家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

現在、5圏域にそれぞれ1か所ずつセンターを指定しており、引き続き委託により実施します。また、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障害者に対して、身近な地域において必要な相談・支援を行い、その職業生活における自立を図ります。

(ウ) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施していきます。さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発をしていきます。

(エ) 障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に委託し、地域の療育支援施設を9か所設置して全ての障害保健福祉圏域で事業を実施しています。今後も、同事業が地域の療育システムの中核になるよう進めていきます。

(オ) 相談支援体制整備事業

各圏域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉保健所等と協働で自立支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を育成し、相談支援体制を整備していきます。

(カ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(ウ) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者、中途失聴者や難病患者等の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者や要約筆記者を派遣していきます。

(エ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(オ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援従事者や障害支援区分認定調査員等の人材養成については、障害福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があることから、計画的に各種研修事業を実施していきます。

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(イ) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27 年度から障害福祉サービス等を申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

(ウ) サービス管理責任者等研修事業

障害福祉サービス事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

エ その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

③ 見込量の確保のための方策

ア 専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業

- (ア) 障害者等に対し、専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。
- (イ) 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図ります。
- (ウ) 地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。
- (エ) 圏域ごとに自立支援連絡会議を行い、課題の集約及び情報の共有化を図ります。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業並びにサービス・相談支援者、指導者育成事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修、相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

ウ その他の事業

相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

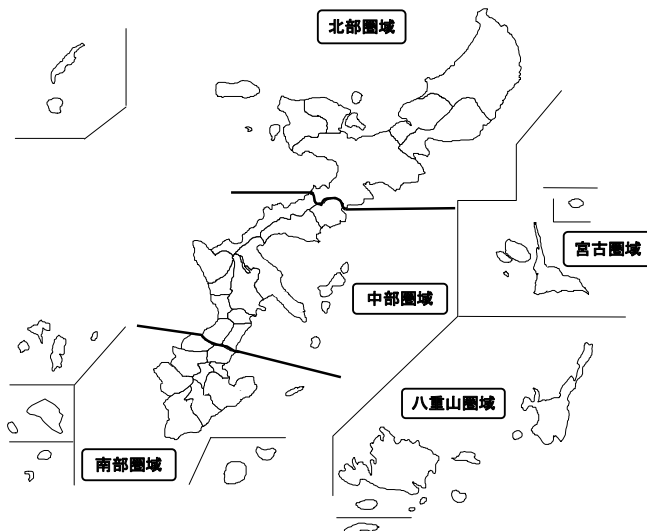
V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

沖縄県全体

平成29年度目標値

◇施設入所者の地域生活移行者数 126 人(平成25年末入所者5.4%)

◇福祉施設から一般就労への移行 295 人(平成24年度の 2倍)



5圏域	41市町村	1,392,818人
北部	1市1町7村	101,272人
中部	3市3町5村	478,619人
南部	5市5町6村	707,219人
宮古	1市1村	53,270人
八重山	1市2町	52,438人

《沖縄県》人口及び年齢構成

計	1,392,818 人	100.0%
65歳以上	240,507 人	17.3%
18～64歳	845,556 人	60.7%
18歳未満	298,717 人	21.4%

平成22年国勢調査(総務省)

《沖縄県》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	96,690 人	6.9%
身体手帳交付数	67,205 人	4.8%
療育手帳交付数	13,594 人	1.0%
精神手帳承認件数	15,914 人	1.1%

H25 障害福祉課業務資料

《沖縄県》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	44,741 人	3.2%
入院数	5,034 人	0.4%
通院数	39,707 人	2.9%

H24 障害福祉課業務資料

《沖縄県》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	40/41市町村
市町村相談支援事業・窓口数	98 箇所

障害福祉課業務資料

《沖縄県》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	84 箇所
病院(入院)	25 箇所
病院・クリニック等(外来)	59 箇所

保健医療部業務資料

《沖縄県》公立学校

小学校	269 校	97,178 人	
特別支援学級	396 学級	1,727 人	
中学校	151 校	48,206 人	
特別支援学級	170 学級	695 人	
高等学校	60 校	44,782 人	
特別支援学校	17 校	1,988 人	
種別内訳	視覚	1 校	64 人
	聴覚	1 校	57 人
	知的	9 校	1,454 人
	肢体不自由	5 校	378 人
	病弱	1 校	35 人
幼稚部	36 人	中学部	466 人
小学部	605 人	高等部	881 人
卒業生数(平成26年3月)	計	423 人	
中等部		154 人	
高等部		269 人	

出典:平成25年度 学校基本調査(県統計課)
 沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
 ※特別支援学校は平成26年5月時点

公共職業安定所(ハローワーク)における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数				就 業 中					保留中	
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《沖縄県》障害福祉サービスの利用見込者数

注1:下段()書きは前年度からの増△減数 単位:人

	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	229	2,123	2,243 (119)	2,393 (151)	2,545 (152)	2,708 (163)
重度訪問介護	218	206	221 (14)	238 (17)	247 (10)	259 (12)
行動援護	31	102	119 (17)	135 (16)	148 (13)	156 (8)
同行援護	97	392	440 (49)	478 (38)	509 (31)	538 (29)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
生活介護	122	3,647	3,765 (118)	3,896 (131)	4,020 (125)	4,104 (84)
自立訓練(機能訓練)	6	54	68 (14)	78 (10)	87 (9)	102 (15)
自立訓練(生活訓練)	62	477	540 (63)	601 (61)	655 (54)	714 (59)
就労移行支援	90	701	773 (72)	864 (91)	974 (110)	1,090 (116)
就労継続支援(A型)	70	947	1,201 (254)	1,400 (199)	1,615 (215)	1,846 (232)
就労継続支援(B型)	193	3,392	3,799 (407)	4,191 (392)	4,593 (402)	5,029 (435)
短期入所	65	625	702 (77)	792 (90)	898 (107)	1,023 (125)
医療型	5	28	31 (3)	33 (2)	35 (2)	36 (1)
福祉型	60	597	671 (74)	759 (88)	863 (105)	987 (124)
療養介護【人分】	6	413	414 (1)	417 (3)	420 (3)	420 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	88	773	1,096 (323)	1,237 (141)	1,397 (160)	1,559 (162)
共同生活介護(CH)【人分】		249				
施設入所支援【人分】	47	2,348	2,326 (△22)	2,296 (△30)	2,262 (△34)	2,235 (△27)
計画相談支援【人分】	91	2,164	6,147 (3,983)	7,716 (1,569)	8,391 (675)	9,106 (716)
地域移行支援【人分】	62	8	16 (8)	42 (26)	56 (14)	81 (24)
地域定着支援【人分】	61	42	26 (△16)	46 (20)	59 (13)	80 (21)
児童発達支援	99	792	947 (155)	1,072 (125)	1,213 (141)	1,365 (153)
医療型児童発達支援	2	79	85 (6)	94 (9)	103 (9)	110 (8)
放課後等デイサービス	158	2,276	2,644 (368)	2,987 (343)	3,361 (374)	3,798 (437)
保育所等訪問支援	5	4	15 (11)	30 (15)	34 (4)	54 (20)
障害児相談支援【人分】	80	558	1,327 (769)	1,796 (470)	2,036 (239)	2,287 (251)

【障害福祉サービスの基盤整備について】

○障害福祉サービスの基盤整備については、今後のサービス必要量（見込量）分を確保することを基本として整備（事業所指定）を行います。

○ただし、生活介護及び就労継続支援（B型）については、障害者総合支援法第36条第5項の規定に基づき、サービス利用量に対して当該障害福祉サービス事業所が過剰な場合には、指定をしないこともあります。

《 県全体及び各圏域の現状と課題 》

(1) 県全体の現状と主な課題

- 共同生活援助（グループホーム）については、圏域ごとに事業所数に偏りがあり、施設入所中の障害者及び入院中の精神障害者の円滑な地域移行を進めるために更なる整備が課題である。
今後のグループホームの設置や民間賃貸住宅の利用を促すためにも、事業者のみならず、地域の理解を深めるための広報啓発活動を行う必要がある。
- 地域移行・地域定着支援事業の利用見込者の伸びが緩やかであるが、今後、入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う必要がある。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所ともに増加傾向にある。今後も事業所の増が見込まれるところであるが、一般就労に向けて、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、委託訓練事業やトライアル雇用事業の活用等を促しつつ、受入企業の新規開拓など、就労移行を促進する必要がある。
- 相談支援については、市町村をはじめとする関係機関の連携を図り、相談支援を必要とする障害当事者に適切な支援ができるよう、現在ある仕組みの運用改善や、より充実した相談支援体制づくりを検討する必要がある。
特に、北部圏域（名護市）及び八重山圏域（石垣市）は、それぞれに所在する事業所が圏域をカバーしている状況にあるため、すべての市町村で相談体制が確保される反面、広域対応であるがゆえに、迅速な対応が困難となる場合がある。
- 自立支援協議会については、各圏域地域自立支援連絡会議にて各部会が設置され、それぞれの協議会活動を通して、市町村や福祉保健所、障害福祉サービス事業者等、地域の関係者が課題を共有して地域の支援体制整備を促進し、障害者の地域における自立生活を一層支援する必要がある。

(2) 各圏域の現状と主な課題

〔北部圏域〕

- 学校、病院、障害福祉サービス事業所等が名護市内に集中する傾向にあり、障害福祉サービス等事業所がない町村に居住している場合、特に、離島町村においては沖縄本島の事業所までの移動手段が限られることから、サービスを受けるための移動手段の確保等が課題である。また、島内における事業所や人材等のサービス提供体制の確保が課題である。

〔中部及び南部圏域〕

- 障害福祉サービス事業所等は、市部を中心に多く所在しており、サービス種類別にみても全般的にサービス事業所が設置されている。しかしながら、離島町村においては、障害者数が少ないことから、今後もサービス事業所の進出を望むには厳しい現状があるため、介護事業所等の社会資源を活用するなど地域独自のニーズに応える工夫が必要となる。

〔宮古圏域〕

- 宮古島に学校、病院、障害福祉サービス事業所等が集中している。多良間村においては、現在、障害福祉サービス事業所がなく、障害者が地元に住ながらにしてサービスを受けることができない等の潜在的な課題があるが、現時点では障害者の家族や地域の支援、既存の社会資源の活用によって障害者の地域生活が実現されている状況である。

〔八重山圏域〕

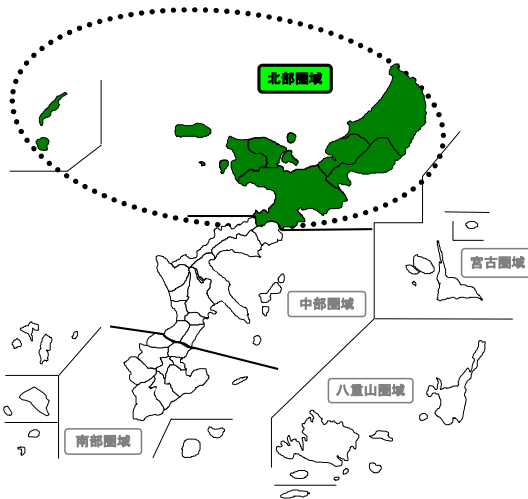
- 学校、病院、障害福祉サービス事業所等は、石垣島に集中しており、障害福祉サービス事業所がない離島町村における事業所や人材等のサービス提供体制の確保や、石垣島でサービスを受ける場合の移動の負担などが課題である。

北部圏域

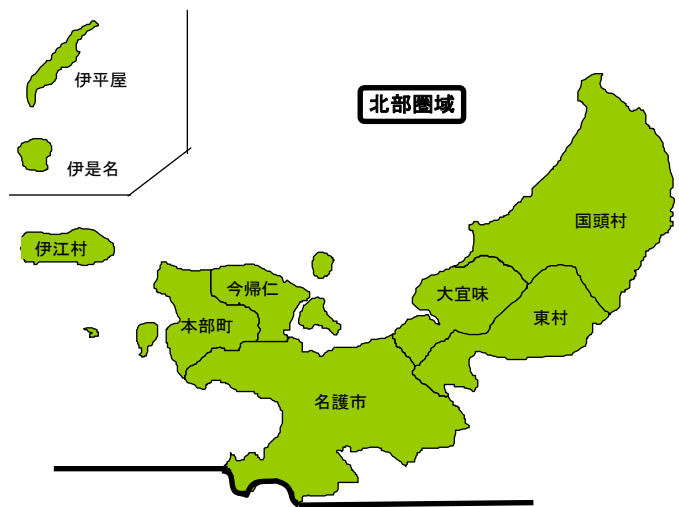
平成29年度目標値(北部)

◇施設入所者の地域生活移行者数 18 人(平成25年末入所者7.0%)

◇福祉施設から一般就労への移行 17 人(平成24年度の 3.4倍)



名護市、国頭村、大宜味村、東村、本部町
今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村



《北部》人口及び年齢構成

計	101,272 人	100.0%
65歳以上	21,047 人	20.8%
18～64歳	58,656 人	57.9%
18歳未満	20,093 人	19.8%

平成22年国勢調査(総務省)

《北部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	7,235 人	7.1%
身体手帳交付数	5,139 人	5.1%
療育手帳交付数	1,118 人	1.1%
精神手帳承認件数	978 人	1.0%

H25 障害福祉課業務資料

《北部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	3,231 人	3.2%
入院数	450 人	0.4%
通院数	2,781 人	2.7%

H24 障害福祉課業務資料

《北部》公立学校

小学校		48 校	7,649 人
特別支援学級	学級	148 人	
中学校		24 校	3,941 人
特別支援学級	26 学級	105 人	
高等学校		6 校	2,745 人
特別支援学校		2 校	160 人
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	132 人
	肢体不自由	1 校	28 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	2 人	中学部	42 人
小学部	39 人	高等部	77 人
卒業生数(平成26年3月) 計		37 人	
中等部		12 人	
高等部		25 人	

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

※特別支援学校は平成26年5月時点

《北部》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	9/9市町村
市町村相談支援事業・窓口数	8 箇所

障害福祉課業務資料

《北部》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	5 箇所
病院(入院)	2 箇所
病院・クリニック等(外来)	3 箇所

保健医療部業務資料

【区域別】名護公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	916 人	189 人	64 人	30 人	89 人	6 人	350 人	137 人	136 人	68 人	9 人	377 人
割合	7.5%	4.5%	3.8%	3.8%	5.8%	3.7%	6.0%	5.0%	7.8%	5.5%	8.0%	17.8%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《北部》障害福祉サービスの利用見込者数

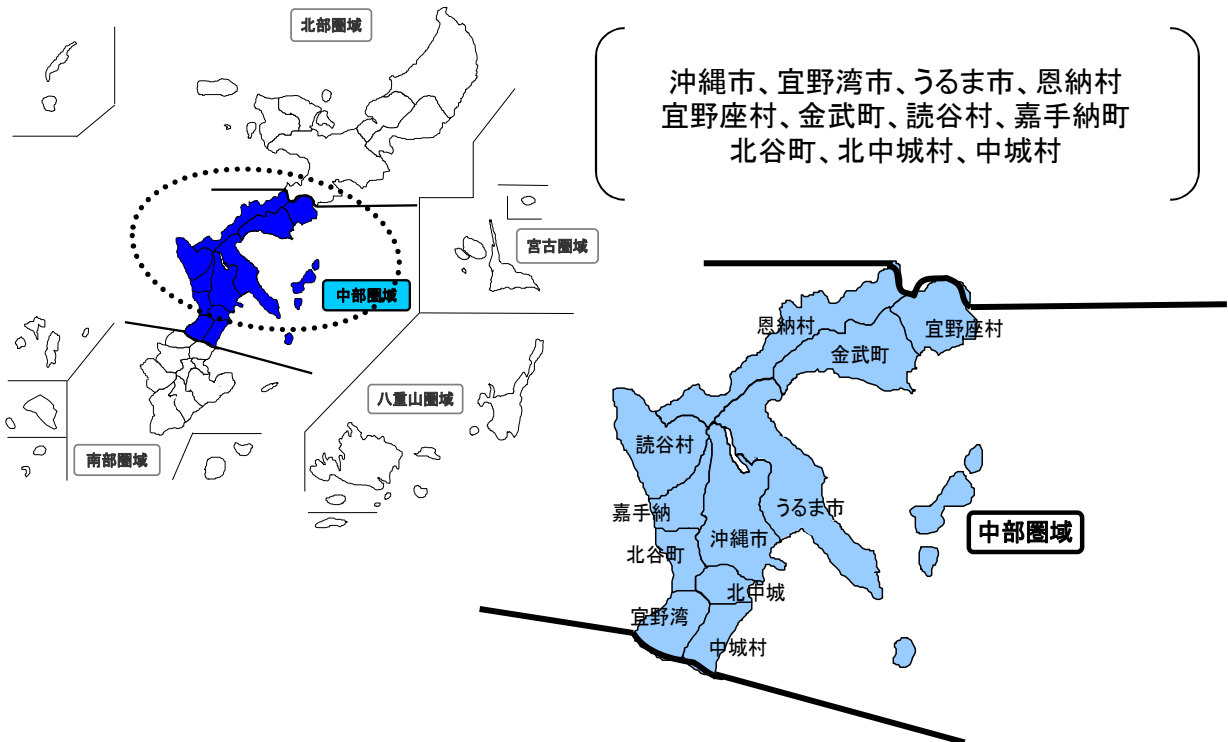
単位: 人 注: 下段()書きは前年度からの増△減数

	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	16	90	103 (13)	111 (8)	120 (9)	130 (10)
重度訪問介護	14	11	11 (0)	10 (△1)	10 (0)	10 (0)
行動援護	0	0	1 (1)	3 (2)	3 (0)	3 (0)
同行援護	3	7	8 (1)	10 (2)	11 (1)	13 (2)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	13	333	351 (18)	357 (6)	363 (6)	330 (△33)
自立訓練(機能訓練)	0	2	6 (4)	6 (0)	7 (1)	7 (0)
自立訓練(生活訓練)	7	33	40 (7)	43 (3)	44 (1)	45 (1)
就労移行支援	9	44	39 (△5)	47 (8)	46 (△1)	48 (2)
就労継続支援(A型)	5	37	46 (9)	53 (7)	62 (9)	72 (10)
就労継続支援(B型)	18	313	338 (25)	365 (27)	389 (24)	415 (26)
短期入所	8	30	34 (4)	36 (2)	38 (2)	40 (2)
医療型	1	2	3 (1)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
福祉型	7	28	31 (3)	33 (2)	35 (2)	37 (2)
療養介護【人分】	1	37	38 (1)	38 (0)	38 (0)	38 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	8	79	130 (51)	136 (6)	155 (19)	163 (8)
共同生活介護(CH)【人分】		64				
施設入所支援【人分】	5	256	259 (3)	253 (△6)	251 (△2)	247 (△4)
計画相談支援【人分】	8	237	253 (16)	281 (28)	303 (22)	324 (21)
地域移行支援【人分】	6	1	2 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (0)
地域定着支援【人分】	6	1	1 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (1)
児童発達支援	9	26	28 (2)	29 (1)	29 (0)	29 (0)
医療型児童発達支援	0	0	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)
放課後等デイサービス	8	152	158 (6)	162 (4)	165 (3)	167 (2)
保育所等訪問支援	0	0	0 (0)	4 (4)	4 (0)	4 (0)
障害児相談支援【人分】	8	39	36 (△3)	57 (21)	62 (5)	65 (3)

中部圏域

平成29年度目標値(中部)

- ◇施設入所者の地域生活移行者数 35 人(平成25年末入所者4.8)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 97 人(平成24年度の 2倍)



《中部》人口及び年齢構成

計	478,619 人	100.0%
65歳以上	79,472 人	16.6%
18～64歳	291,650 人	60.9%
18歳未満	105,875 人	22.1%

平成22年国勢調査(総務省)

《中部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	32,673 人	6.8%
身体手帳交付数	22,247 人	6.8%
療育手帳交付数	4,387 人	0.9%
精神手帳承認件数	6,039 人	1.3%

H25 障害福祉課業務資料

《中部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	16,080 人	3.4%
入院数	1,771 人	0.4%
通院数	14,309 人	3.0%

H24 障害福祉課業務資料

《中部》公立学校

小学校		67 校	35,639 人
特別支援学級		学級	628 人
中学校		37 校	18,136 人
特別支援学級		49 学級	224 人
高等学校		19 校	14,869 人
特別支援学校		6 校	1,081 人
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	1 校	57 人
	知的	4 校	884 人
	肢体不自由	1 校	140 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	28 人	中学部	225 人
小学部	305 人	高等部	523 人
卒業生数(平成26年3月) 計		164 人	
中等部		52 人	
高等部		112 人	

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成26年5月時点

《中部》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	11/11市町村
市町村相談支援事業・窓口数	34 か所

障害福祉課業務資料

《中部》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	20 か所
病院(入院)	8 か所
病院・クリニック等(外来)	12 か所

保健医療部業務資料

【区域別】沖縄公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	3,925 人	1,641 人	647 人	271 人	644 人	79 人	2,074 人	929 人	580 人	523 人	42 人	210 人
割合	32.3%	39.1%	38.1%	34.1%	41.9%	48.5%	35.5%	33.8%	33.4%	42.1%	37.5%	9.9%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《中部》障害福祉サービスの利用見込者数

単位: 人 注: 下段()書きは前年度からの増△減数

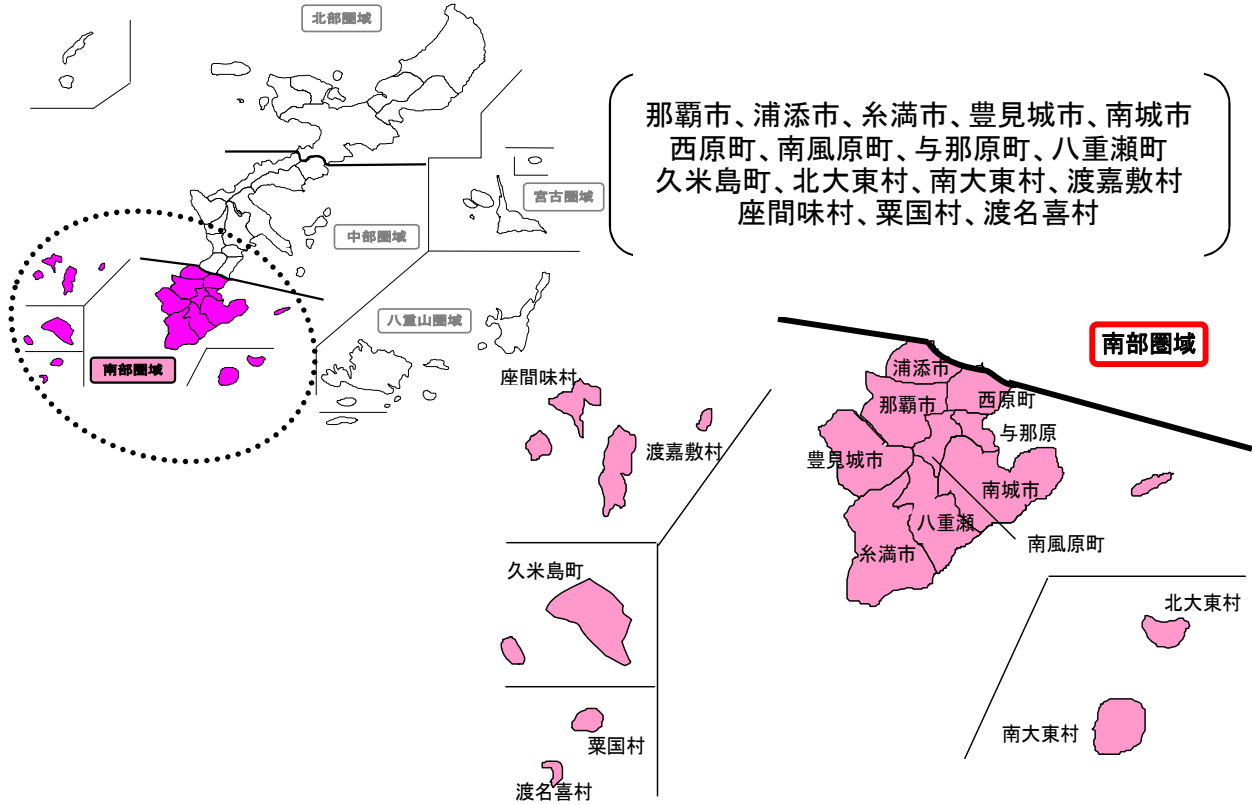
	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	96	773	827 (54)	898 (71)	965 (67)	1,035 (70)
重度訪問介護	95	109	118 (9)	130 (12)	136 (7)	144 (8)
行動援護	12	21	27 (6)	30 (3)	33 (3)	35 (2)
同行援護	34	116	147 (31)	169 (22)	183 (14)	197 (14)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	42	1,194	1,255 (61)	1,309 (54)	1,358 (50)	1,410 (52)
自立訓練(機能訓練)	4	14	20 (6)	21 (1)	22 (1)	23 (1)
自立訓練(生活訓練)	26	275	303 (28)	325 (22)	345 (20)	366 (21)
就労移行支援	33	273	335 (62)	379 (44)	434 (55)	488 (54)
就労継続支援(A型)	34	464	548 (84)	658 (110)	771 (113)	887 (117)
就労継続支援(B型)	65	1,252	1,371 (119)	1,545 (174)	1,721 (176)	1,922 (200)
短期入所	22	275	292 (17)	325 (33)	355 (31)	385 (30)
医療型	2	9	10 (1)	12 (2)	13 (1)	14 (1)
福祉型	20	266	282 (16)	313 (31)	342 (30)	371 (29)
療養介護【人分】	3	131	137 (6)	140 (3)	142 (2)	143 (1)
共同生活援助(GH)【人分】	32	236	320 (84)	362 (42)	402 (40)	443 (41)
共同生活介護(CH)【人分】		82				
施設入所支援【人分】	15	724	736 (12)	732 (△4)	713 (△19)	693 (△20)
計画相談支援【人分】	32	427	1,912 (1,485)	2,750 (838)	2,954 (204)	3,172 (219)
地域移行支援【人分】	15	1	5 (4)	14 (9)	19 (5)	24 (4)
地域定着支援【人分】	15	2	5 (3)	14 (9)	18 (4)	26 (8)
児童発達支援	35	312	305 (△7)	325 (20)	348 (23)	372 (25)
医療型児童発達支援	1	48	46 (△2)	51 (5)	55 (4)	57 (3)
放課後等デイサービス	63	829	988 (159)	1,145 (157)	1,312 (167)	1,507 (195)
保育所等訪問支援	3	0	10 (10)	19 (9)	22 (3)	30 (8)
障害児相談支援【人分】	27	101	457 (356)	744 (287)	848 (103)	966 (118)

南部圏域

平成29年度目標値(南部)

◇施設入所者の地域生活移行者数 48 人(平成25年末入所者4.2%)

◇福祉施設から一般就労への移行 173 人(平成24年度の 1.9倍)



《南部》人口及び年齢構成

計	707,219 人	100.0%
65歳以上	118,486 人	16.8%
18～64歳	433,478 人	61.3%
18歳未満	150,489 人	21.3%

平成22年国勢調査(総務省)

《南部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	49,039 人	6.9%
身体手帳交付数	33,762 人	4.8%
療育手帳交付数	7,109 人	1.0%
精神手帳承認件数	8,168 人	1.2%

H25 障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	23,403 人	3.3%
入院数	2,632 人	0.4%
通院数	20,771 人	2.9%

H24 障害福祉課業務資料

《南部》公立学校

小学校	99 校	46,807 人	
特別支援学級	学級	881 人	
中学校	53 校	22,428 人	
特別支援学級	84 学級	327 人	
高等学校	28 校	23,951 人	
特別支援学校	7 校	608 人	
種別内訳	視覚	1 校	64 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	2 校	299 人
	肢体不自由	3 校	210 人
	病弱	1 校	35 人
幼稚部	3 人	中学部	159 人
小学部	222 人	高等部	224 人
卒業生数(平成26年3月)		計	197 人
		中等部	82 人
		高等部	115 人

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)

※特別支援学校は平成26年5月時点

《南部》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	16/16市町村
市町村相談支援事業・窓口数	36 か所

障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	55 か所
病院(入院)	13 か所
病院・クリニック等(外来)	42 か所

保健医療部業務資料

【区域別】那覇公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	6,407 人	1,932 人	775 人	378 人	713 人	66 人	3,033 人	1,512 人	876 人	592 人	53 人	1,442 人
割合	52.7%	46.1%	45.6%	47.5%	46.4%	40.5%	51.9%	55.0%	50.4%	47.7%	47.3%	68.2%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《南部》障害福祉サービスの利用見込者数

単位: 人 注: 下段()書きは前年度からの増△減数

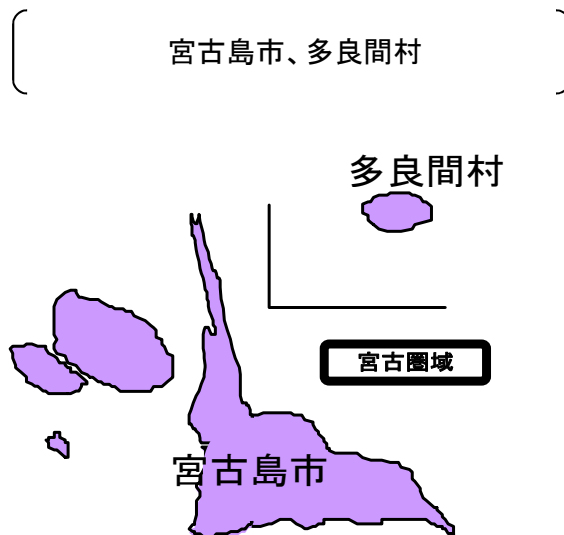
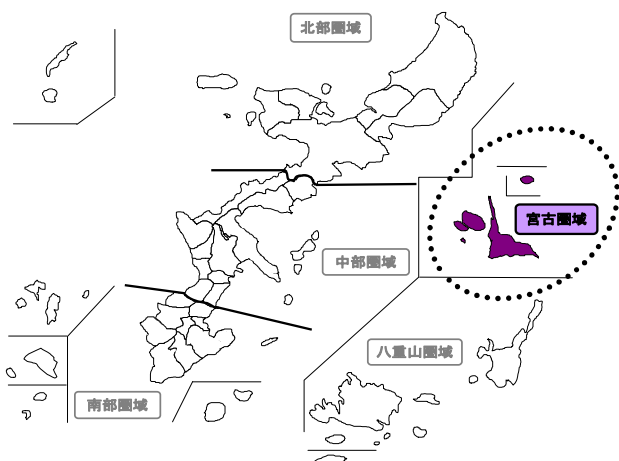
	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	81	1,023	1,059 (35)	1,107 (49)	1,160 (53)	1,220 (59)
重度訪問介護	77	74	78 (3)	82 (4)	83 (1)	85 (2)
行動援護	16	72	81 (9)	89 (8)	96 (7)	99 (3)
同行援護	47	232	242 (11)	254 (12)	268 (14)	279 (11)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	55	1,823	1,854 (31)	1,910 (56)	1,962 (52)	2,010 (48)
自立訓練(機能訓練)	2	37	41 (4)	50 (9)	57 (7)	65 (8)
自立訓練(生活訓練)	27	154	182 (28)	212 (30)	244 (32)	280 (36)
就労移行支援	41	339	352 (13)	404 (52)	457 (53)	508 (51)
就労継続支援(A型)	23	394	465 (71)	526 (61)	598 (72)	682 (84)
就労継続支援(B型)	94	1,520	1,737 (217)	1,919 (182)	2,109 (190)	2,306 (197)
短期入所	29	285	334 (49)	387 (53)	458 (71)	546 (88)
医療型	2	17	18 (1)	18 (0)	19 (1)	19 (0)
福祉型	27	268	316 (48)	369 (53)	439 (70)	527 (88)
療養介護【人分】	2	222	216 (△6)	216 (0)	217 (1)	216 (△1)
共同生活援助(GH)【人分】	38	383	541 (158)	624 (83)	716 (92)	819 (103)
共同生活介護(CH)【人分】		91				
施設入所支援【人分】	21	1,145	1,110 (△35)	1,092 (△18)	1,079 (△13)	1,067 (△12)
計画相談支援【人分】	33	1,304	3,742 (2,438)	4,431 (690)	4,866 (435)	5,328 (462)
地域移行支援【人分】	28	2	4 (2)	17 (13)	25 (8)	45 (20)
地域定着支援【人分】	27	1	3 (2)	10 (7)	16 (6)	26 (10)
児童発達支援	48	403	551 (148)	644 (93)	751 (107)	868 (117)
医療型児童発達支援	1	31	39 (8)	43 (4)	47 (4)	49 (2)
放課後等デイサービス	77	1,157	1,333 (176)	1,492 (159)	1,673 (181)	1,890 (217)
保育所等訪問支援	1	4	5 (1)	6 (1)	6 (0)	7 (1)
障害児相談支援【人分】	29	375	780 (405)	932 (152)	1,055 (123)	1,176 (121)

宮古圏域

平成29年度目標値(宮古)

◇施設入所者の地域生活移行者数 14 人(平成25年末入所者11.9%)

◇福祉施設から一般就労への移行 4 人(平成24年度の 2倍)



《宮古》人口及び年齢構成

計	53,270 人	100.0%
65歳以上	12,395 人	23.3%
18～64歳	29,919 人	56.2%
18歳未満	10,905 人	20.5%

平成22年国勢調査(総務省)

《宮古》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	3,876 人	7.3%
身体手帳交付数	3,022 人	5.7%
療育手帳交付数	460 人	0.9%
精神手帳承認件数	394 人	0.7%

H25 障害福祉課業務資料

《宮古》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	911 人	1.7%
入院数	64 人	0.1%
通院数	847 人	1.6%

H24 障害福祉課業務資料

《宮古》公立学校

小学校	21 校	3,500 人	
特別支援学級	学級	26 人	
中学校	17 校	1,899 人	
特別支援学級	4 学級	13 人	
高等学校	4 校	1,668 人	
特別支援学校	1 校	68 人	
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	68 人
	肢体不自由	0 校	0 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	2 人	中学部	19 人
小学部	18 人	高等部	29 人
卒業生数(平成26年3月)	計	12 人	
	中等部	5 人	
	高等部	7 人	

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
 沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
 ※特別支援学校は平成26年5月時点

《宮古》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/2市町村
市町村相談支援事業・窓口数	9 か所

障害福祉課業務資料

《宮古》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	2 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	1 か所

保健医療部業務資料

【区域別】宮古公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	417 人	199 人	95 人	52 人	44 人	8 人	188 人	84 人	70 人	28 人	6 人	30 人
割合	3.4%	4.7%	5.6%	6.5%	2.9%	4.9%	3.2%	3.1%	4.0%	2.3%	5.4%	1.4%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《宮古》障害福祉サービスの利用見込者数

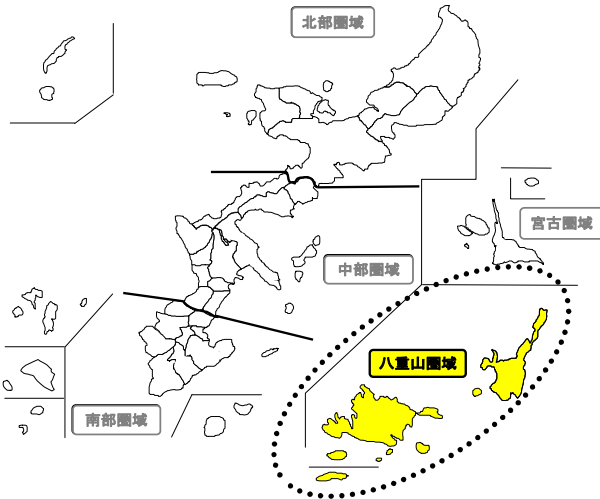
単位: 人 注: 下段()書きは前年度からの増△減数

	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	22	116	121 (5)	126 (5)	131 (5)	136 (5)
重度訪問介護	21	10	11 (1)	12 (1)	13 (1)	14 (1)
行動援護	1	0	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (1)
同行援護	12	37	42 (5)	43 (1)	44 (1)	45 (1)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	7	150	151 (1)	152 (1)	153 (1)	154 (1)
自立訓練(機能訓練)	0	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
自立訓練(生活訓練)	1	12	12 (0)	13 (1)	14 (1)	15 (1)
就労移行支援	2	20	23 (3)	26 (3)	29 (3)	32 (3)
就労継続支援(A型)	4	0	75 (75)	82 (7)	89 (7)	96 (7)
就労継続支援(B型)	9	156	195 (39)	197 (2)	199 (2)	201 (2)
短期入所	4	13	14 (1)	15 (1)	16 (1)	17 (1)
医療型	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉型	4	13	14 (1)	15 (1)	16 (1)	17 (1)
療養介護【人分】	0	12	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	5	37	62 (25)	67 (5)	72 (5)	77 (5)
共同生活介護(OH)【人分】		8				
施設入所支援【人分】	3	119	117 (△2)	116 (△1)	115 (△1)	113 (△2)
計画相談支援【人分】	7	43	51 (8)	56 (5)	61 (5)	66 (5)
地域移行支援【人分】	7	3	4 (1)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
地域定着支援【人分】	7	35	14 (△21)	16 (2)	18 (2)	20 (2)
児童発達支援	3	15	18 (3)	19 (1)	20 (1)	21 (1)
医療型児童発達支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	3	31	37 (6)	40 (3)	43 (3)	46 (3)
保育所等訪問支援	1	0	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (1)
障害児相談支援【人分】	7	3	8 (5)	9 (1)	10 (1)	11 (1)

八重山圏域

平成29年度目標値(八重山)

- ◇施設入所者の地域生活移行者数 11 人(平成25年末入所者10.6%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 4 人(平成24年度(0人)から 皆増)



《八重山》人口及び年齢構成

計	52,438 人	100.0%
65歳以上	9,107 人	17.4%
18～64歳	31,853 人	60.7%
18歳未満	11,355 人	21.7%

平成22年国勢調査(総務省)

《八重山》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	3,867 人	7.4%
身体手帳交付数	3,012 人	5.7%
療育手帳交付数	520 人	1.0%
精神手帳承認件数	335 人	0.6%

H25 障害福祉課業務資料

《八重山》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	865 人	1.6%
入院数	52 人	0.1%
通院数	813 人	1.6%

H24 障害福祉課業務資料

《八重山》公立学校

小学校	34 校	3,583 人	
特別支援学級	学級	44 人	
中学校	20 校	1,802 人	
特別支援学級	7 学級	26 人	
高等学校	3 校	1,549 人	
特別支援学校	1 校	71 人	
種別内訳	視覚	0 校	0 人
	聴覚	0 校	0 人
	知的	1 校	71 人
	肢体不自由	0 校	0 人
	病弱	0 校	0 人
幼稚部	1 人	中学部	21 人
小学部	21 人	高等部	28 人
卒業生数(平成26年3月) 計		13 人	
中等部		3 人	
高等部		10 人	

出典: 平成25年度 学校基本調査(県統計課)
 沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
 ※特別支援学校は平成26年5月時点

《八重山》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/3市町村
市町村相談支援事業・窓口数	11 箇所

障害福祉課業務資料

《八重山》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	2 箇所
病院(入院)	1 箇所
病院・クリニック等(外来)	1 箇所

保健医療部業務資料

【区域別】八重山公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	483 人	234 人	118 人	64 人	48 人	4 人	195 人	88 人	75 人	30 人	2 人	54 人
割合	4.0%	5.6%	6.9%	8.1%	3.1%	2.5%	3.3%	3.2%	4.3%	2.4%	1.8%	2.6%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《八重山》障害福祉サービスの利用見込者数

単位:人 注:下段()書きは前年度からの増△減数

	平成26.4.1現在 指定事業所数	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	14	121	133 (12)	151 (18)	169 (18)	187 (18)
重度訪問介護	11	2	3 (1)	4 (1)	5 (1)	6 (1)
行動援護	2	9	10 (1)	12 (2)	14 (2)	16 (2)
同行援護	1	0	1 (1)	2 (1)	3 (1)	4 (1)
重度障害者等包括支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
生活介護	5	147	154 (7)	168 (14)	184 (16)	200 (16)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)
自立訓練(生活訓練)	1	3	3 (0)	8 (5)	8 (0)	8 (0)
就労移行支援	5	25	24 (△1)	8 (△16)	8 (0)	14 (6)
就労継続支援(A型)	4	52	67 (15)	81 (14)	95 (14)	109 (14)
就労継続支援(B型)	7	151	158 (7)	165 (7)	175 (10)	185 (10)
短期入所	2	22	28 (6)	29 (1)	31 (2)	35 (4)
医療型	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉型	2	22	28 (6)	29 (1)	31 (2)	35 (4)
療養介護【人分】	0	11	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	5	38	43 (5)	48 (5)	52 (4)	57 (5)
共同生活介護(CH)【人分】		4				
施設入所支援【人分】	3	104	104 (0)	103 (△1)	104 (1)	115 (11)
計画相談支援【人分】	11	168	189 (21)	198 (9)	207 (9)	216 (9)
地域移行支援【人分】	6	1	1 (0)	4 (3)	4 (0)	4 (0)
地域定着支援【人分】	6	3	3 (0)	5 (2)	5 (0)	5 (0)
児童発達支援	4	36	45 (9)	55 (10)	65 (10)	75 (10)
医療型児童発達支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
放課後等デイサービス	7	107	128 (21)	148 (20)	168 (20)	188 (20)
保育所等訪問支援	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)
障害児相談支援【人分】	9	40	46 (6)	54 (8)	61 (7)	69 (8)

參考資料

1 計画策定の経過等

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成25年度	3月7日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉関係 主管課長会議	・障害福祉計画に係る基本指針について
	3月17日	県	市町村障害保健福祉関係主管 課長会議	・障害福祉計画に係る基本指針について
平成26年度	5月13日 ～ 5月28日	県	障害福祉計画(第4期)策定に係 る圏域別説明会の実施	・県及び市町村障害福祉計画(第4期)策定に 係る圏域別の説明会の実施
	5月15日	厚生労働省	障害福祉計画(第4期)策定に係 る基本指針の一部改正	・平成26年厚生労働省告示第231号により、厚 生労働大臣が定める基本的な指針の一部が改 正
	5月15日	厚生労働省	地域生活支援事業に係る障害福 祉計画の作成についての一部改 正	・障企自発0515第1号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長通知
	6月16日	県	沖縄県障害福祉計画(第4期)策 定に係る業務の一部を委託	・株式会社沖縄計画機構と計画策定業務の一部 について委託契約を締結
	7月23日	県	障害福祉計画(第4期)策定に係 る成果目標及び各障害福祉サー ビス見込み量等調査について	・障害福祉計画策定に係る成果目標等の調査 依頼
	9月2日～ 9月13日	県	市町村ヒアリング (以降、市町村からの修正報告 及び内容確認。必要に応じて助 言等を実施)	・市町村障害福祉計画策定に係る実績及び成 果目標等の設定に係るヒアリングを実施
	11月4日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉関係 主管課長会議	・障害福祉計画について
	11月28日	県	第1回沖縄県障害者施策推進 協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)について (基本指針及び県目標値及びサービス見込み 量の速報値等の報告)
	11月28日	県	障害福祉計画(第4期)に係る目 標値及びサービス見込み量につ いて、厚生労働省へ中間報告	・障害福祉計画(第4期)に係る目標値及び サービス見込み量の速報値の報告
	12月15日	県	沖縄県精神科病院協会との意見 交換	・入院中の精神障害者の地域生活への移行に 係る目標値について意見交換
12月26日	厚生労働省	障害福祉計画(第4期)に係る目 標値及びサービス見込み量の中 間報告集計結果の情報提供	・障害福祉計画(第4期)に係る目標値及び サービス見込み量の中間報告結果の情報提供	

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成 26 年度	2月12日	県	第1回沖縄県障害者自立支援協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)について (基本指針及び県目標値及びサービス見込み量の速報値等の報告)
	2月16日	県	沖縄県精神科病院協会との意見交換	・入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る目標値について意見交換
	2月18日	県	パブリックコメントの実施	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)についての県民意見募集を実施
	2月18日	県	沖縄県障害者施策推進協議会委員及び沖縄県障害者自立支援協議会委員への意見照会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)についての意見照会を実施
	3月	市町村	障害福祉計画(第4期)の目標値及びサービス見込み量の確定	・障害福祉計画策定委員会等における障害者福祉計画(案)の審議等を経て、目標値及びサービス見込み量の確定
	3月16日	県	第2回沖縄県障害者施策推進協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)に対する意見について ・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)の追加・修正について
	3月24日	県	沖縄県障害福祉計画(第4期)の決定	・障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画の策定(沖縄県子ども生活福祉部長決裁)

2 国の基本指針

国の基本指針（主な改正内容等）

（平成 26 年 5 月 15 日厚生労働省告示第 231 号にて一部改正告示）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年 6 月 26 日厚生労働省告示第 395 号）

◆ 主な改正内容

1 障害者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性を定める。

2 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。

3 障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

4 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。

ア 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上

イ 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上

ウ 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から

18%減少

(3) 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

- ア 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- イ 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

(5) 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む。